



茨城県報

第 2 0 6 1 号

平成21年 3 月12日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども家庭課)	2
茨城県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾課)	3
(公 安 委 員 会)	
交番その他の派出所及び駐在所の名称, 位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....	4
茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	10
告 示	
救急告示病院の申出の撤回 (医療対策課)	11
救急医療協力病院の指定 (医療対策課)	11
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (8 件) (障害福祉課)	11
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (障害福祉課)	13
障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定 (障害福祉課)	14
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (3 件) (障害福祉課)	14
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害福祉課)	15
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の指定 (障害福祉課)	15
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課)	15
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	16
大規模小売店舗の変更の届出 (5 件) (中小企業課)	17
茨城県種畜貸付規程の一部改正 (畜産課)	21
茨城県原種認定牛等保留奨励金交付要項の廃止 (畜産課)	21
茨城県家畜登録促進事業補助金交付要項の廃止 (畜産課)	21
茨城県飼料基盤整備事業補助金交付要項の廃止 (畜産課)	22
飼料作物生産振興対策事業補助金交付要項の廃止 (畜産課)	22
茨城県緊急粗飼料増産総合対策事業費補助金交付要項の廃止 (畜産課)	22
木材業者等の登録 (林政課)	22
製材業者の登録の抹消 (林政課)	22
定款変更の認可 (農村計画課)	22
県営土地改良事業の工事の完了 (3 件) (農村計画課)	23
道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課)	23
土砂災害警戒区域等の指定 (3 件) (河川課)	24

港湾施設の概要 (港湾課)	29
茨城県屋外広告物条例の規定により知事が指定する区域等の一部改正 (都市計画課)	54
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (2件) (都市整備課)	55
事業計画の変更の認可 (公園街路課)	56
指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (会計第一課)	56
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	57
土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (土地改良事務所)	57
土地改良事業の認可 (4件) (土地改良事務所)	57
土地改良事業の工事の完了 (2件) (土地改良事務所)	58
土地区画整理審議会委員選挙の当選人の決定 (土木事務所)	59
(公 安 委 員 会)	
質屋営業法の規定による質物保管設備基準.....	59
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	60
公共測量の終了 (用地課)	61
都市公園の区域の変更 (公園街路課)	61
都市計画事業の施行者の名称等 (3件) (公園街路課)	63
開発行為の工事完了 (6件) (建築指導課)	64

規 則

茨城県規則第 8 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和23年茨城県規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「(単給世帯を含む。)」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成19年法律第127号) による支援給付受給世帯」を加え、「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円から80,000円まで」を「15,001円から40,000円まで」に、「80,001円から140,000円まで」を「40,001円から70,000円まで」に、「140,001円から280,000円まで」を「70,001円から183,000円まで」に、「280,001円から500,000円まで」を「183,001円から403,000円まで」に、「500,001円から800,000円まで」を「403,001円から703,000円まで」に、「800,001円から1,160,000円まで」を「703,001円から1,078,000円まで」に、「1,160,001円から1,650,000円まで」を「1,078,001円から1,632,000円まで」に、「1,650,001円から2,260,000円まで」を「1,632,001円から2,303,000円まで」に、「2,260,001円から3,000,000円まで」を「2,303,001円から3,117,000円まで」に、「3,000,001円から3,960,000円まで」を「3,117,001円から4,173,000円まで」に、「3,960,001円から5,030,000円まで」を「4,173,001円から5,334,000円まで」に、「5,030,001円から6,270,000円まで」を「5,334,001円から6,674,000円まで」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表備考第 1 項中「及び同法附則第 5 条第 2 項」を「並びに附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項」に改め、同表備考第 2 項中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (平成11年法

律第 8 号)」を削り、同項第 1 号中「、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項」を「及び第 95 条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項第 2 号中「第 41 条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 2」を「第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 19 の 2 第 1 項及び第 41 条の 19 の 3 第 1 項」に改め、同表備考第 6 項中「平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省発障第 0223004 号厚生労働事務次官通知 (以下「第 0223004 号通知」という。) 別表 6 - 1」を「平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知 (以下「第 1218002 号通知」という。) 別表 4 - 1」に、「第 0223004 号通知の」を「第 1218002 号通知の」に改め、「平成 18 年 4 月 3 日障発第 0403002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知が適用された後の」を削り、同表備考第 7 項中「16,800 円」を「8,400 円」に改め、同表備考第 8 項中「120,000 円」を「60,000 円」に、「120,001 円」を「60,001 円」に改め、同表の (注) 第 1 号中「16,800 円」を「8,400 円」に改める。

別表第 2 中「(単給を含む。)」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者」を加える。

別表第 3 中「(単給世帯を含む。)」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、「4,800」を「2,400」に、「4,801～9,600」を「2,401～4,800」に、「9,601～16,800」を「4,801～8,400」に、「16,801～24,000」を「8,401～12,000」に、「24,001～32,400」を「12,001～16,200」に、「32,401～42,000」を「16,201～21,000」に、「42,001～92,400」を「21,001～46,200」に、「92,401～120,000」を「46,201～60,000」に、「120,001～156,000」を「60,001～78,000」に、「156,001～198,000」を「78,001～100,500」に、「198,001～287,500」を「100,501～190,000」に、「287,501～397,000」を「190,001～299,500」に、「397,001～929,400」を「299,501～831,900」に、「929,401～1,500,000」を「831,901～1,467,000」に、「1,500,001～1,650,000」を「1,467,001～1,632,000」に、「1,650,001～2,260,000」を「1,632,001～2,302,900」に、「2,260,001～3,000,000」を「2,302,901～3,117,000」に、「3,000,001～3,960,000」を「3,117,001～4,173,000」に、「3,960,001」を「4,173,001」に改め、同表備考第 2 項第 2 号ウ中「及び附則第 5 条第 3 項」を「並びに附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項に改め、同号工中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律並びに」を「及び」に改め、同号工 (イ) 中「第 41 条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 2」を「第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 19 の 2 第 1 項及び第 41 条の 19 の 3 第 1 項」に改め、同号オ中「事実を」の次に「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実を」を加え、同表備考第 3 項中「結核予防法負担額」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) による負担額」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定は、平成 20 年 7 月 1 日以後に行われた措置等に要する費用の徴収について適用し、同日前行われた措置等に要する費用の徴収については、なお従前の例による。



茨城県規則第 9 号

茨城県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 21 年 3 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県港湾施設管理条例施行規則 (昭和 34 年茨城県規則第 26 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 項及び第 3 条第 4 項中「(大洗港区を除く。)」を削る。

付 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 3 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月12日

茨城県公安委員会委員長 川 又 諭

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成21年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 水戸の部中

茨城地区交番	東茨城郡茨城町大字小鶴	茨城町飯沼、馬渡、大戸、奥谷、小堤、上飯沼、上石崎（県道長岡大洗線以南）、神宿、木部、小鶴、駒場、駒渡、越安、近藤、桜の郷、下飯沼、下師土、蕎麦原、中央工業団地、常井、長岡、野曾、南川又、南栗崎、谷田部、前田
--------	-------------	--

を

内原地区交番	水戸市内原町	水戸市赤尾関町、木葉下町、有賀町、牛伏町、内原町、大足町、小原町、加倉井町、黒磯町、鯉淵町、小林町、五平町、下野町、杉崎町、高田町、田島町、筑地町、中原町、開江町、全隈町、三野輪町、三湯町、谷津町
茨城地区交番	東茨城郡茨城町大字小鶴	茨城町飯沼、馬渡、大戸、奥谷、小堤、上飯沼、上石崎（県道長岡大洗線以南）、神宿、木部、小鶴、駒場、駒渡、越安、近藤、桜の郷、下飯沼、下師土、蕎麦原、中央工業団地、常井、長岡、野曾、南川又、南栗崎、谷田部、前田

に

改め、同部赤塚駅前交番の項所管区の欄中「赤塚二丁目」の次に「飯島町」を加え、同部中

未広町交番	水戸市未広町二丁目	水戸市曙町、愛宕町、上水戸一丁目から上水戸四丁目まで、未広町一丁目から未広町三丁目まで、ちとせ一丁目、ちとせ二丁目、袴塚一丁目から袴塚三丁目まで、文京一丁目、文京二丁目、松本町、八幡町
-------	-----------	--

を

未広町交番	水戸市未広町二丁目	水戸市曙町、愛宕町、上水戸一丁目から上水戸四丁目まで、未広町一丁目から未広町三丁目まで、ちとせ一丁目、ちとせ二丁目、袴塚一丁目から袴塚三丁目まで、文京一丁目、文京二丁目、堀町（市道常磐209号以東）、松本町、八幡町、渡里町
-------	-----------	---

に

改め、同部見川交番の項所管区の欄中「水戸市飯島町、萱場町」を「水戸市萱場町」に改め、同表笠間の部を次のように改める。

笠間	岩間地区交番	笠間市下郷	笠間市安居, 泉, 泉市野谷入会地, 市野谷, 押辺, 上郷, 下郷, 土師, 福島, 吉岡
	友部地区交番	笠間市友部駅前	笠間市旭町, 大古山, 大田町, 柏井, 鯉淵, 鴻巣, 五平, 下加賀田, 住吉, 平町, 中央一丁目から中央四丁目まで, 友部駅前, 随分附, 長兔路, 長兔路仁古田入会地, 仁古田, 橋爪, 東平一丁目から東平四丁目まで, 南小泉, 南友部, 美原一丁目から美原四丁目まで, 八雲一丁目, 八雲二丁目, 矢野下, 湯崎
	城里地区交番	東茨城郡城里町大字石塚	城里町石塚, 勝見沢, 上青山, 上泉, 上古内, 小坂, 下青山, 下古内, 那珂西, 春園
	佐白交番	笠間市石井	笠間市赤坂, 飯合, 石井, 石寺, 稲田, 大郷戸, 大淵, 笠間, 片庭, 金井, 下市毛, 寺崎, 箱田, 箱田大郷戸, 箱田大郷戸片庭, 日草場, 日沢

別表第 1 ひたちなか西の部中

東海地区交番	那珂郡東海村村松北一丁目	東海村白方, 白方中央一丁目, 白方中央二丁目, 須和間, 照沼, 東海一丁目から東海三丁目まで, 豊白一丁目, 舟石川, 舟石川駅西一丁目から舟石川駅西四丁目まで, 舟石川駅東一丁目から舟石川駅東四丁目まで, 船場, 村松, 村松北一丁目, 村松北二丁目
--------	--------------	--

を

東海地区交番	那珂郡東海村村松北一丁目	東海村石神内宿, 石神外宿, 亀下, 白方, 白方中央一丁目, 白方中央二丁目, 須和間, 竹瓦, 照沼, 東海一丁目から東海三丁目まで, 豊岡, 豊白一丁目, 舟石川, 舟石川駅西一丁目から舟石川駅西四丁目まで, 舟石川駅東一丁目から舟石川駅東四丁目まで, 船場, 村松, 村松北一丁目, 村松北二丁目,
--------	--------------	---

に

改め, 同表大宮の項を次のように改める。

大宮	東富町交番	常陸大宮市東富町	常陸大宮市石沢, 泉, 岩崎, 姥賀町, 宇留野, 小倉, 小野, 小場, 上岩瀬, 上大賀, 上町, 上村田, 北塩子, 北町, 小祝, 工業団地, 栄町, 塩原, 下岩瀬, 下町, 下村田, 鷹巣, 高渡町, 田子内町, 辰ノ口, 照田 (917番地から1490番地まで), 東野, 富岡, 中富町, 西塩子, 根本, 野中町, 東富町, 南町, 三美, 八田, 抽ヶ台町, 若林
----	-------	----------	--

別表第 1 日立の部久慈地区交番の項を削り, 同部中

大みか交番	日立市大みか町二丁目	日立市大沼町，大沼町一丁目から大沼町四丁目まで，大みか町一丁目から大みか町七丁目まで，台原町一丁目から台原町三丁目まで，東大沼町一丁目から東大沼町四丁目まで，みかの原町一丁目，みかの原町二丁目，水木町一丁目，水木町二丁目，森山町，森山町一丁目から森山町五丁目まで	を
-------	------------	---	---

大みか交番	日立市大みか町二丁目	日立市石名坂町，石名坂町一丁目，石名坂町二丁目，大沼町，大沼町一丁目から大沼町四丁目まで，大みか町一丁目から大みか町七丁目まで，台原町一丁目から台原町三丁目まで，東大沼町一丁目から東大沼町四丁目まで，みかの原町一丁目，みかの原町二丁目，水木町一丁目，水木町二丁目，南高野三丁目，森山町，森山町一丁目から森山町五丁目まで	に
-------	------------	---	---

久慈交番	日立市久慈町一丁目	日立市大和田町，大和田町一丁目，神田町，久慈町一丁目から久慈町七丁目まで，下土木内町，留町，みなと町，南高野町一丁目，南高野町二丁目，茂宮町	
------	-----------	--	--

改め，同部多賀交番の項所管区の欄中「金沢町七丁目まで」の次に「，河原子町一丁目から河原子町四丁目まで」を加え，同表鹿島の部波崎地区交番の項を次のように改める。

土合地区交番	神栖市土合本町二丁目	神栖太田，太田新町一丁目から太田新町五丁目まで，須田，砂山，土合北一丁目，土合北二丁目，土合中央一丁目から土合中央三丁目まで，土合西一丁目から土合西四丁目まで，土合東一丁目，土合東二丁目，土合本町一丁目から土合本町五丁目まで，土合南一丁目から土合南三丁目まで，矢田部，柳川，柳川中央一丁目，柳川中央二丁目，若松中央一丁目から若松中央五丁目まで	
--------	------------	---	--

別表第 1 鹿島の部知手浜交番の項の次に次のように加える。

波崎交番	神栖市波崎	神栖市波崎 (海老台，仲町，西仲島，西町，浜新田，東町，東仲島西，東仲島東，東明神町，東明神前，本郷，本新町及び明神前)，波崎新港	
------	-------	---	--

別表第 1 牛久の部牛久地区交番の項を削り，

阿見地区交番	稲敷郡阿見町大字阿見	阿見町青宿，曙，阿見，荒川沖，荒川本郷，飯倉，石川，うずら野一丁目からうずら野四丁目まで，大形，大室，岡崎一丁目から岡崎三丁目まで，追原，掛馬，香澄の里，上長，君島，小池，実穀，島津，上条，鈴木，住吉一丁目，住吉二丁目，竹来，中央一丁目から中央八丁目まで，南平台一丁目から南平台三丁目まで，廻戸，塙，福田，舟子，星の里，吉原，若栗	を
--------	------------	---	---

阿見地区交番	稲敷郡阿見町大字 阿見	阿見町青宿，曙，阿見，飯倉，石川，大形，大室，岡崎一丁目から岡崎三丁目まで，追原，掛馬，香澄の里，上長，君島，小池，実穀，島津，上条，鈴木，竹来，中央一丁目から中央八丁目まで，南平台一丁目から南平台三丁目まで，廻戸，塙，福田，舟子，星の里，吉原，若栗
--------	----------------	---

に

改め，同部牛久駅前交番の項所管区の欄中「，中央五丁目」を削り，同項の次に次のように加える。

栄町交番	牛久市栄町四丁目	牛久市岡見町，女化町，柏田町（常磐線以東），上太田町，上柏田一丁目から上柏田四丁目まで，神谷一丁目から神谷六丁目まで，小坂町，栄町一丁目から栄町六丁目まで，さくら台一丁目からさくら台四丁目まで，中央一丁目から中央五丁目まで，福田町，結束町
ひたち野交番	牛久市ひたち野東一丁目	牛久市柏田町（常磐線以西），猪子町，下根町，中根町，東大和田町，東獺穴町，ひたち野西一丁目からひたち野西四丁目まで，ひたち野東一丁目からひたち野東五丁目まで 阿見町荒川沖，荒川本郷，うずら野一丁目からうずら野四丁目まで，住吉一丁目，住吉二丁目

別表第 1 土浦の部中

荒川沖地区交番	土浦市荒川沖西二丁目	土浦市荒川沖，荒川沖西一丁目，荒川沖西二丁目，荒川沖東一丁目から荒川沖東三丁目まで，荒川本郷，沖新田，乙戸，乙戸南一丁目から乙戸南三丁目まで，御町一丁目，御町二丁目，北荒川沖町，中，中荒川沖町，永国，永国台，永国東町，中村西根，中村東一丁目から中村東三丁目まで，中村南一丁目から中村南六丁目まで，西根西一丁目，西根南一丁目から西根南三丁目まで，摩利山新田，右朧（右朧町 2 区，右朧町 3 区及び右朧町 4 区）
---------	------------	--

を

荒川沖地区交番	土浦市荒川沖西二丁目	土浦市荒川沖，荒川沖西一丁目，荒川沖西二丁目，荒川沖東一丁目から荒川沖東三丁目まで，荒川本郷，沖新田，乙戸，乙戸南一丁目から乙戸南三丁目まで，卸町一丁目，卸町二丁目，烏山一丁目から烏山五丁目まで，北荒川沖町，中，中荒川沖町，永国，永国台，永国東町，中村西根，中村東一丁目から中村東三丁目まで，中村南一丁目から中村南六丁目まで，西根西一丁目，西根南一丁目から西根南三丁目まで，摩利山新田，右朧
---------	------------	---

に

改め，同部土浦駅前交番の項所管区の欄中「小松一丁目，小松二丁目（13番及び14番を除く。），小松三丁目，小松ヶ丘町（4番を除く。）」を「小松一丁目から小松三丁目まで，小松ヶ丘町」に改め，同表石岡の部中

小川地区交番	小美玉市中延	小美玉市小川，小塙，下馬場，中延，野田，宮田
--------	--------	------------------------

を

小川地区交番	小美玉市中延	小美玉市飯前, 小川, 上合, 上吉影, 小埜, 佐才, 下吉影, 下馬場, 世楽, 中延, 野田, 百里, 宮田
--------	--------	---

に

改め, 同部中

石岡駅前交番	石岡市国府一丁目	石岡市荒金, 池の台, 石岡, 石岡一丁目, 石岡二丁目, 泉町, 大砂, 貝地一丁目, 貝地二丁目, 柏原, 柏原町, 鹿の子一丁目から鹿の子四丁目まで, 北府中一丁目から北府中三丁目まで, 碯石沢, 国府一丁目から国府七丁目まで, 栄松, 正上内, 杉並一丁目から杉並四丁目まで, 杉の井, 総社一丁目, 総社二丁目, 染谷, 田島一丁目, 田島二丁目, 並木, 行里川, 根当, 八軒台, 茨城一丁目から茨城三丁目まで, 半ノ木, 東府中, 府中一丁目から府中五丁目まで, 村上, 谷向町, 若松一丁目から若松三丁目まで, 若宮一丁目から若宮四丁目まで
石岡警察署所在地	石岡市東石岡	石岡市旭台一丁目から旭台三丁目まで, 大谷津, 小井戸, 東光台一丁目から東光台五丁目まで, 東石岡一丁目から東石岡五丁目まで, 東大橋, 南台一丁目から南台四丁目まで

を

石岡駅前交番	石岡市国府一丁目	石岡市荒金, 池の台, 石岡 (7000番台), 泉町, 大砂, 貝地一丁目, 貝地二丁目, 柏原, 柏原町, 鹿の子一丁目から鹿の子四丁目まで, 北府中一丁目から北府中三丁目まで, 碯石沢, 国府一丁目から国府七丁目まで, 栄松, 正上内, 杉並一丁目から杉並四丁目まで, 杉の井, 総社一丁目, 総社二丁目, 染谷, 田島一丁目, 田島二丁目, 並木, 行里川, 根当, 茨城一丁目から茨城三丁目まで, 半ノ木, 府中一丁目から府中五丁目まで, 村上, 谷向町, 若松一丁目から若松三丁目まで, 若宮一丁目から若宮四丁目まで
東光台交番	石岡市東大橋	石岡市旭台一丁目から旭台三丁目まで, 石岡 (7000番台を除く。), 石岡一丁目, 石岡二丁目, 大谷津, 小井戸, 東光台一丁目から東光台五丁目まで, 八軒台, 東石岡一丁目から東石岡五丁目まで, 東大橋, 東府中, 南台一丁目から南台四丁目まで

に

改め, 同表つくば中央の部赤塚交番の項の次に次のように加える。

研究学園交番	つくば市苅間	つくば市葛城根崎, 苅間, 北郷, 下平塚, 西大橋, 西原, 西平塚, 原, 東平塚
--------	--------	---

別表第1つくば中央の部中

松代交番	つくば市松代四丁目	つくば市新井, 大白谿, 大わし, 小野崎, 葛城根崎, 上原, 苜間, 北郷, 西郷, 島, 下平塚, 平, 手代木, 西大沼, 西大橋, 西岡, 西原, 西平塚, 二の宮一丁目から二の宮四丁目まで, 八幡台, 原, 東新井, 東平塚, 松代一丁目から松代五丁目まで, 松野木, 柳橋, 山中
------	-----------	---

を

松代交番	つくば市松代四丁目	つくば市新井, 大白谿, 大わし, 小野崎, 上原, 西郷, 島, 平, 手代木, 西大沼, 西岡, 二の宮一丁目から二の宮四丁目まで, 八幡台, 東新井, 松代一丁目から松代五丁目まで, 松野木, 柳橋, 山中
------	-----------	--

に

改め, 同表常総の部中

石下地区交番	常総市本石下	常総市小保川, 新石下 (六軒を除く。), 収納谷, 大房, 東野原, 原宿, 平内, 本石下, 山口, 若宮戸
--------	--------	--

を

石下地区交番	常総市本石下	常総市小保川, 新石下, 収納谷, 大房, 館方, 豊田, 東野原, 原宿, 平内, 本石下, 本豊田, 曲田, 山口, 若宮戸
--------	--------	--

に

改め, 同表古河の部駒羽根地区交番の項を削り, 同部古河駅前交番の項の次に次のように加える。

駒羽根交番	古河市駒羽根	古河市砂井新田, 磯部, 稲宮, 大堤, 丘里, 北利根, 女沼, 葛生, 上砂井, 久能, 高野, 駒羽根, 下大野, 下辺見, 釈迦, 関戸, 西牛谷, 東牛谷, 前林, 水海, 柳橋
-------	--------	--

別表第 1 取手の部藤代地区交番の項を削り, 同部取手駅前交番の項の次に次のように加える。

藤代交番	取手市藤代	取手市大留, 岡, 押切, 神住, 片町, 神浦, 櫛木, 毛有, 小泉, 光風台一丁目から光風台三丁目まで, 小浮気, 桜が丘一丁目から桜が丘四丁目まで, 山王, 渋沼, 清水, 高須, 中内, 中田, 配松, 平野, 藤代, 藤代南一丁目から藤代南三丁目まで, 宮和田, 谷中, 米田, 和田
------	-------	--

別表第 2 水戸の部内原駐在所の項, 大足駐在所の項及び鯉淵駐在所の項を削り, 同部中

双葉台駐在所	水戸市双葉台四丁目	水戸市木葉下町, 加倉井町, 開江町, 双葉台一丁目から双葉台五丁目まで, 全隈町, 谷津町
--------	-----------	--

を

双葉台駐在所	水戸市双葉台四丁目	水戸市双葉台一丁目から双葉台五丁目まで
--------	-----------	---------------------

に

改め, 同部渡里駐在所の項を削り, 同表笠間の部福田駐在所の項, 押辺駐在所の項, 北川根駐在所の項, 箱田駐在所の項及び古内駐在所の項を削り, 同表ひたちなか西の項を削り, 同表大宮の部大賀駐在所の項, 大場駐在所の項, 世喜駐在所の項及び玉川駐在所の項を削り, 同表日立の部河原子駐在所の項, 坂本駐在所の項及び東小沢駐在所の項を

削り、同表鹿嶋の部太田駐在所の項、土合駐在所の項、矢田部駐在所の項及び柳川駐在所の項を削り、同表土浦の部
中

霞ヶ岡駐在所	土浦市霞ヶ岡町	土浦市霞ヶ岡町、小岩田、小岩田西一丁目、小岩田西二丁目、小岩田東一丁目（1番、2番及び3番）、小松二丁目（13番及び14番）、小松ヶ丘町（4番）、桜ヶ丘町	を
--------	---------	---	---

霞ヶ岡駐在所	土浦市霞ヶ岡町	土浦市霞ヶ岡町、大岩田、小岩田、小岩田西一丁目、小岩田西二丁目、小岩田東一丁目、小岩田東二丁目、桜ヶ丘町	に
--------	---------	--	---

改め、同部右勅駐在所の項を削り、同表石岡の部白河駐在所の項を削り、同表常総の部豊田駐在所の項を削り、同表
取手の部山王駐在所の項を削る。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行す
る。

- (1) 別表第 1 水戸の部に内原地区交番の項を加える改正規定、同表石岡の部石岡駅前交番の項及び石岡警察署所在
地の項の改正規定、別表第 2 水戸の部内原駐在所の項、大足駐在所の項及び鯉淵駐在所の項を削る改正規定並び
に同部双葉台駐在所の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第 1 笠間の部笠間警察署所在地の項の改正規定並びに別表第 2 笠間の部稲田駐在所の項及び箱田駐在所の
項を削る改正規定 平成21年 3月19日
- (3) 別表第 1 大宮の項の改正規定並びに別表第 2 大宮の部大賀駐在所の項、大場駐在所の項、世喜駐在所の項及び
玉川駐在所の項を削る改正規定 平成21年 3月21日

茨城県公安委員会規則第 4 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月12日

茨城県公安委員会委員長 川 又 論

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 1 項第 6 号カ（ア）中「認めるもの」の次に「その他これに準ずる障害を有し、歩行が困難であると
認めるもの」を加える。

別表第 2 下肢不自由の項中「1 級から 3 級の 1 まで」を「1 級から 4 級まで」に改め、同表乳幼児期以前の非進行
性の脳病変による運動機能障害の項中「1 級及び 2 級の各級」を「1 級から 4 級までの各級」に改める。

別表第 3 一般国道51号の項の次に次のように加える。

一般国道118号	水戸市中河内町2623番 2 地先から那珂市飯田2643番 1 地先まで
----------	--------------------------------------

別表第 3 一般国道468号の項中「及び稲敷郡」を「、稲敷郡」に改め、「金比羅山2415番 9 地先まで」の次に「及び
稲敷郡阿見町大字吉原字正上内2741番 2 地先から稲敷市沼田字しいが前2464番地先まで」を加え、同表県道常陸那珂
港山方線の項の次に次のように加える。

県道水戸勝田那珂湊線	水戸市中河内町2623番 2 地先からひたちなか市大字枝川1794番10地先まで
県道潮来佐原線	潮来市州崎3798番地先から潮来市延方前3807番 1 地先まで

別表第 3 県道島名福岡線の項の次に次のように加える。

県道市毛水戸線	ひたちなか市大字枝川1794番10地先からひたちなか市大字枝川1338番 1 地先まで
---------	---

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 一般国道468号の項の改正規定は、平成21年 3月 21日から施行する。

告 示

茨城県告示第268号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第 2 条第 2 項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
八千代病院	結城郡八千代町栗山238

茨城県告示第269号

次の病院については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第 2 条の規定による申出があったので、同規則第 3 条第 1 項の規定により救急医療協力病院に指定する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
八千代病院	結城郡八千代町栗山238

茨城県告示第270号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810101014	障害福祉サービ ス事業所 きらきら	水戸市開江町483 - 1	社会福祉法人 友幸会	水戸市下大野町 6743番地 1	平成21年 3 月 1 日	生活介護

茨城県告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810300178	にいはいり園	土浦市小高572 - 1	社会福祉法人に いはり福祉会	土浦市小高572 - 1	平成21年 4 月 1 日	自立訓練（生 活訓練） 就労移行支援

茨城県告示第272号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811400092	はっぴい・べる	高萩市春日町 2 丁 目 2 番地 1	特定非営利活動 法人 N P O ウ ィッシュ	高萩市春日町 2 丁 目 2 番地 1	平成21年 4 月 1 日	自立訓練（生 活） 就労継続支援 B 型

茨城県告示第273号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811700186	ふくろうの郷	取手市寺田5139	特定非営利活動 法人らしん盤	取手市駒場 1 丁目 22番19号	平成21年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

茨城県告示第274号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812000131	自然生クラブ	つくば市神郡54	特定非営利活動 法人自然生クラ ブ	つくば市臼井1623 - 18	平成21年 4月 1日	生活介護 就労継続支援 B型

茨城県告示第275号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812100220	株式会社 日立 ライフ 青葉介 護ステーション	ひたちなか市青葉 町20 - 21	株式会社日立ラ イフ	日立市幸町 1 - 20 - 2	平成21年 4月 1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第276号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812600161	オアシス	那珂市鴻巣550	株式会社光祐	ひたちなか市大字 堀口162 - 1 アメ ニティヒルズ204 号	平成21年 3月 1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第277号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811600071	愛の里	笠間市大橋一丁田 12番地	社会福祉法人朝 日会	笠間市大橋一丁田 12番地	平成21年 4月 1日	生活介護 施設入所支援

茨城県告示第278号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設として次のとおり指

定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	障害者支援施設のサービスの種類及び定員
0812000149	みもり園	つくば市水守859 - 4	社会福祉法人に いはり福祉会	土浦市小高572 - 1	平成21年 4月1日	生活介護 自立訓練（生 活訓練） 就労移行支援 施設入所支援

茨城県告示第279号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ ス の 種 類
0832100234	株式会社 日立 ライフ 青葉介 護ステーション	ひたちなか市青葉 町20 - 21	株式会社日立ラ イフ	日立市幸町1 - 20 - 2	平成21年 4月1日	相談支援

茨城県告示第280号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所 の名称	サービ ス の 種 類	事業所番号	変更の内容			変 更 年月日
				変更事項	変更前	変更後	
特定非営利活 動法人自然生 クラブ	自然生クラ ブ	就労移行支援	0812000131	事業所の名称	自然生クラブ 農園	自然生クラブ	平成21年 4月1日

茨城県告示第281号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更の内容			変更年月日
				変更事項	変更前	変更後	
特定非営利活動法人自然生クラブ	自然生ホーム	共同生活介護 共同生活援助	0822000196	事業所の名称	森の家	自然生ホーム	平成21年 4月1日

茨城県告示第282号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	事業所番号	変更内容			変更年月日
				変更事項	変更前	変更後	
株式会社雅恵	訪問介護めぐみ	居宅介護 重度訪問介護	0812200103	事業所の所在地	鹿島市角折15 69	鹿島市荒野94 番地1	平成21年 2月16日

茨城県告示第283号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
0812000131	田井ミュージアム	つくば市神郡54	特定非営利活動法人自然生クラブ	つくば市白井1623-18	平成21年 4月1日	自立訓練 (生活訓練)

茨城県告示第284号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	指定年月日
水海道コヤマ調剤薬局	常総市水海道森下町4429	薬局（調剤）	宇 藤 陽 平	平成20年 1月1日
あけぼの薬局 水海道店	常総市水海道諏訪町3302 - 3	薬局（調剤）	榎 本 龍 雄	平成21年 3月1日
アルファーム薬局 みずき野店	守谷市みずき野 7 - 16 - 4	薬局（調剤）	海老原 貴 子	平成21年 3月1日

茨城県告示第285号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支

援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	種別	主として担当する 医師、薬剤師の氏 名	指 定 年月日
つくばシティア内科クリニ ック	つくば市吾妻2 - 8 - 8 つくばシティアビル4 F	病院・診療所	松 本 好 正	平成21年 3月1日
野尻薬局	常総市三坂町1677 - 1	薬局（調剤）	野 尻 英 樹	平成21年 1月13日
日本調剤日立薬局	日立市中成沢町1 - 16 - 1	薬局（調剤）	手 嶋 睦 美	平成21年 2月1日
コスモファーマ薬局西原店	水戸市新原1 - 3 - 8	薬局（調剤）	藤 田 愛 里	平成21年 3月1日
あけぼの薬局水海道店	常総市水海道諏訪町3302 - 3	薬局（調剤）	榎 本 龍 雄	平成21年 3月1日
にこにこ薬局	水戸市小林町1186 - 113	薬局（調剤）	藤 井 千 秋	平成21年 3月1日
めぐみ調剤薬局	土浦市城北町13 - 19	薬局（調剤）	小 山 葉 子	平成21年 3月1日

茨城県告示第286号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内、平成21年3月31日までは茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センター、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ダイワロイヤル株式会社

代表取締役 越 智 壯

(2) 住所

東京都台東区上野七丁目14番4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン日立平沢

日立市高鈴町一丁目63 - 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社マルト	福島県いわき市錦町重殿25番地	安 島 浩
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年10月28日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,281m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 176台
 イ 駐輪場の収容台数 88台
 ウ 荷さばき施設の面積 110m²
 エ 廃棄物等の保管施設の容量 46m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前9時
 (閉店時刻) 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時45分～午後10時15分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 6箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成21年2月27日

茨城県告示第287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に平成21年3月31日までは茨城県県南地方総合事務所商工労働課、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 南 部 裕 一

(2) 住所

つくば市竹園一丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻一丁目 6 - 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 藤 條 邦 裕

(変更後) 代表取締役 南 部 裕 一

(3) 変更の年月日

平成21年 1月30日

(4) 変更する理由

代表取締役の交代による

3 届出年月日

平成21年 2月23日

茨城県告示第288号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3月31日までの間県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3月31日までは茨城県県南地方総合事務所商工労政課、平成21年 4月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 南 部 裕 一

(2) 住所

つくば市竹園一丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻一丁目 7 - 1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 藤 條 邦 裕

(変更後) 代表取締役 南 部 裕 一

(3) 変更の年月日

平成21年 1 月30日

(4) 変更する理由

代表取締役の交代による

3 届出年月日

平成21年 2 月23日

茨城県告示第289号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年 3 月31日までの間県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に平成21年 3 月31日までは茨城県県南地方総合事務所商工労政課、平成21年 4 月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 南 部 裕 一

(2) 住所

つくば市竹園一丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松代ショッピングセンター

つくば市松代四丁目19番 1 号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

(変更前) 代表取締役 藤 條 邦 裕

(変更後) 代表取締役 南 部 裕 一

(3) 変更の年月日

平成21年 1 月30日

(4) 変更する理由

代表取締役の交代による

3 届出年月日

平成21年 2 月23日

茨城県告示第290号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に平成21年3月31日までは茨城県県南地方総合事務所商工労政課、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 南 部 裕 一

(2) 住所

つくば市竹園一丁目2番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

並木ショッピングセンター

つくば市並木四丁目4番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） 代表取締役 藤 條 邦 裕

（変更後） 代表取締役 南 部 裕 一

(3) 変更の年月日

平成21年1月30日

(4) 変更する理由

代表取締役の交代による

3 届出年月日

平成21年2月23日

茨城県告示第291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に平成21年3月31日までは茨城県県南地方総合事務所商工労政課、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 南 部 裕 一

(2) 住所

つくば市竹園一丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

竹園ショッピングセンター

つくば市竹園三丁目18番 2 号 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 藤 條 邦 裕

(変更後) 代表取締役 南 部 裕 一

(3) 変更の年月日

平成21年 1 月30日

(4) 変更する理由

代表取締役の交代による

3 届出年月日

平成21年 2 月23日

茨城県告示第292号

茨城県種畜貸付規程 (昭和42年 2 月23日茨城県告示第250号) の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

第 4 条中「乳用種雄牛,」及び「及び種雄馬」を削除する。

第18条中「地方総合事務所長」を「農林事務所長」に改める。

付 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

茨城県告示第293号

茨城県原種認定牛等保留奨励金交付要項 (昭和41年 2 月 7 日茨城県告示第138号) は、廃止する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第294号

茨城県家畜登録促進事業補助金交付要項 (昭和41年12月22日茨城県告示第1615号) は、廃止する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第295号

茨城県飼料基盤整備事業補助金交付要項 (昭和44年12月22日茨城県告示第1519号) は、廃止する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第296号

飼料作物生産振興対策事業補助金交付要項 (昭和49年 7月20日茨城県告示第668号) は、廃止する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第297号

茨城県緊急粗飼料増産総合対策事業費補助金交付要項 (昭和50年10月 1日茨城県告示第1038号) は、廃止する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第298号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第 6号) 第 5条第 1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

製材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2127	H21. 3. 3	高萩市上手綱4122 - 1	豊田 徹	豊田産業製材所	高萩市上手綱4102	商号に同じ	製材業	

茨城県告示第299号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第 6号) 第 8条第 1項の規定に基づき、次の者を製材業者登録の抹消を行った。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2092	H20. 8. 1	高萩市上君田1034	豊田 守	豊田産業製材所	高萩市上手綱4102	商号に同じ	製材業	

茨城県告示第300号

牛久沼土地改良区から平成21年 1月29日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2項の規定により平成21年 3月 6日認可した。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第301号

平成 9 年12月 4 日付けで計画を確定した県営本戸地区土地改良事業 (ほ場整備事業 (担い手育成型)) については、平成20年 3 月24日に工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第302号

平成11年 9 月 2 日付けで計画を確定した県営広浦地区土地改良事業 (ほ場整備) については、平成20年 3 月25日に工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第303号

平成14年 5 月23日付けで計画を確定した県営南川又地区土地改良事業 (ほ場整備) については、平成20年 3 月 7 日に工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第304号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成21年 3 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 結城石橋線
- 2 供用開始の区間 結城市大字結城字松木合12368番 2 地先から
結城市大字結城字松木合12381番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3 月16日

茨城県告示第305号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成21年 3 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 谷田部小張線
- 2 供用開始の区間 つくばみらい市小張字高波4025番 2 地先から
つくばみらい市小張字高波4056番 3 地先まで

3 供用開始の期日 平成21年 3月25日

茨城県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 つくばみらい市東樋戸字小目作1785番1地先から
つくばみらい市小張字弥籐次3083番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月25日

茨城県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、笠間市役所道路整備課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
笠間市	沢入	土石流	次の図のとおり (図面省略)
	不動堂沢	土石流	
	長沢 - 1	土石流	
	長沢 - 2	土石流	
	坊屋敷	急傾斜地の崩壊	
	槐山	急傾斜地の崩壊	
	仁古田東部	急傾斜地の崩壊	

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笠間市	沢入	土石流	次の図のとおり (図面省略)
	不動堂沢	土石流	
	長沢 - 1	土石流	
	長沢 - 2	土石流	
	坊屋敷	急傾斜地の崩壊	
	槐山	急傾斜地の崩壊	
	仁古田東部	急傾斜地の崩壊	

茨城県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、常陸大宮市役所御前山総合支所市民課及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
常陸大宮市	無名沢 1	土石流	次の図のとおり (図面省略)
	無名沢 4	土石流	
	相川	土石流	
	無名沢 6	土石流	
	金井	土石流	
	滝沢	土石流	
	ノ場	急傾斜地の崩壊	
	山根	急傾斜地の崩壊	
	間々	急傾斜地の崩壊	
	大滝	急傾斜地の崩壊	
	館	急傾斜地の崩壊	
	内原	急傾斜地の崩壊	
	滝沢	急傾斜地の崩壊	
	津波	急傾斜地の崩壊	
	西の内	急傾斜地の崩壊	
	細内	急傾斜地の崩壊	
	根岸 - 1	急傾斜地の崩壊	
	根岸 - 2	急傾斜地の崩壊	
	大沢前	急傾斜地の崩壊	
	館下	急傾斜地の崩壊	
	荒町下	急傾斜地の崩壊	
	新地	急傾斜地の崩壊	
	星の宮	急傾斜地の崩壊	
	石崎	急傾斜地の崩壊	
	岩戸	急傾斜地の崩壊	
	沼の上	急傾斜地の崩壊	
	高内	急傾斜地の崩壊	
川畑	急傾斜地の崩壊		
西ノ内	急傾斜地の崩壊		
大倉	急傾斜地の崩壊		

相川	急傾斜地の崩壊
房ヶ上	急傾斜地の崩壊
登屋	急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
常陸大宮市	無名沢 1	土石流	次の図のとおり (図面省略)
	無名沢 4	土石流	
	相川	土石流	
	無名沢 6	土石流	
	金井	土石流	
	滝沢	土石流	
	ノ場	急傾斜地の崩壊	
	山根	急傾斜地の崩壊	
	間々	急傾斜地の崩壊	
	大滝	急傾斜地の崩壊	
	館	急傾斜地の崩壊	
	内原	急傾斜地の崩壊	
	滝沢	急傾斜地の崩壊	
	津波	急傾斜地の崩壊	
	西の内	急傾斜地の崩壊	
	根岸 - 1	急傾斜地の崩壊	
	根岸 - 2	急傾斜地の崩壊	
	大沢前	急傾斜地の崩壊	
	館下	急傾斜地の崩壊	
	荒町下	急傾斜地の崩壊	
	新地	急傾斜地の崩壊	
	星の宮	急傾斜地の崩壊	
	石崎	急傾斜地の崩壊	
	岩戸	急傾斜地の崩壊	
	沼の上	急傾斜地の崩壊	
	高内	急傾斜地の崩壊	
	川畑	急傾斜地の崩壊	
	西ノ内	急傾斜地の崩壊	
	大倉	急傾斜地の崩壊	
	相川	急傾斜地の崩壊	
房ヶ上	急傾斜地の崩壊		
登屋	急傾斜地の崩壊		

茨城県告示第309号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、茨城町役場みどり環境課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
茨城町	弥次屋敷	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	東永寺 - 1	急傾斜地の崩壊	
	東永寺 - 3	急傾斜地の崩壊	
	東永寺 - 4	急傾斜地の崩壊	
	親沢 - 1	急傾斜地の崩壊	
	親沢 - 2	急傾斜地の崩壊	
	下石崎	急傾斜地の崩壊	
	小足	急傾斜地の崩壊	
	裂山	急傾斜地の崩壊	
	との山	急傾斜地の崩壊	
	宿内	急傾斜地の崩壊	
	八沢	急傾斜地の崩壊	
	牛小路	急傾斜地の崩壊	
	南島田	急傾斜地の崩壊	
	馬廻し	急傾斜地の崩壊	
	御料	急傾斜地の崩壊	
	向山 - 1	急傾斜地の崩壊	
	向山 - 2	急傾斜地の崩壊	
	蕎麦原	急傾斜地の崩壊	
	タリ	急傾斜地の崩壊	
	塙	急傾斜地の崩壊	
	向山	急傾斜地の崩壊	
	行人台	急傾斜地の崩壊	
	猿久保	急傾斜地の崩壊	
	霜下	急傾斜地の崩壊	
	矢連	急傾斜地の崩壊	
	宿 1	急傾斜地の崩壊	
	杉下	急傾斜地の崩壊	
	東山	急傾斜地の崩壊	
	上宿	急傾斜地の崩壊	
カヤオロシ	急傾斜地の崩壊		

南ソワ山	急傾斜地の崩壊
神宮寺	急傾斜地の崩壊
スワ山	急傾斜地の崩壊
阿弥田堂	急傾斜地の崩壊
堀ノ内	急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
茨城町	弥次屋敷	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	東永寺 - 1	急傾斜地の崩壊	
	東永寺 - 3	急傾斜地の崩壊	
	東永寺 - 4	急傾斜地の崩壊	
	親沢 - 1	急傾斜地の崩壊	
	親沢 - 2	急傾斜地の崩壊	
	下石崎	急傾斜地の崩壊	
	小足	急傾斜地の崩壊	
	裂山	急傾斜地の崩壊	
	との山	急傾斜地の崩壊	
	宿内	急傾斜地の崩壊	
	八沢	急傾斜地の崩壊	
	牛小路	急傾斜地の崩壊	
	南島田	急傾斜地の崩壊	
	馬廻し	急傾斜地の崩壊	
	御料	急傾斜地の崩壊	
	向山 - 1	急傾斜地の崩壊	
	向山 - 2	急傾斜地の崩壊	
	蕎麦原	急傾斜地の崩壊	
	タリ	急傾斜地の崩壊	
	向山	急傾斜地の崩壊	
	行人台	急傾斜地の崩壊	
	猿久保	急傾斜地の崩壊	
	霜下	急傾斜地の崩壊	
	矢連	急傾斜地の崩壊	
	宿 1	急傾斜地の崩壊	
	杉下	急傾斜地の崩壊	
東山	急傾斜地の崩壊		
上宿	急傾斜地の崩壊		
カヤオロシ	急傾斜地の崩壊		

南ソワ山	急傾斜地の崩壊
神宮寺	急傾斜地の崩壊
スワ山	急傾斜地の崩壊
阿弥田堂	急傾斜地の崩壊
堀ノ内	急傾斜地の崩壊

茨城県告示第310号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条の規定において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、茨城県の管理する平成20年3月31日現在の港湾施設の概要を次のとおり告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

鹿 島 港

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 外港航路	幅480m～540m 延長4,900m	図 示
(2) 中央航路	幅400m～600m 延長2,880m	〃
(3) 南航路	幅300m～430m 延長3,660m	〃
(4) 北航路	幅160m～300m 延長2,500m	〃

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 外港泊地	960,000㎡	図 示

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり	22,000㎡	図 示
(2) 北海浜第1船だまり	13,500㎡	〃
(3) 導水路	42,000㎡	〃
(4) 外港船だまり	76,400㎡	〃
(内、鹿島港プレジャーボート用泊地	14,568㎡	〃)
(5) 北海浜第2船だまり	65,000㎡	〃
(6) 深芝漁船だまり	4,100㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	3,712.62m	図 示
(2) 北防波堤	254.74m	〃
(3) 東防波堤	170m	〃
(4) 船だまり南防波堤	520m	〃
(5) 中央船だまり防波堤A区	70.9m	〃

(6) 中央船だまり防波堤 B 区	52.7m	図 示
(7) 北海浜第 1 船だまり波除堤	43.5m	"
(8) 北海浜第 2 船だまり防波堤	130m	"
(9) 北海浜第 2 地区防波堤	120m	"

防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 北側防砂堤	30m	図 示
(2) 北海浜第 2 期防砂堤	250m	"
(3) 北海浜第 3 期防砂堤	270m	"

導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南海浜埋立地導流堤	484m	図 示

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤基部護岸	229.7m	図 示
(2) 北側消波護岸	194.35m	"
(3) 南側消波護岸	348.1m	"
(4) 中央航路消波護岸	392.4m	"
(5) 北側護岸	201m	"
(6) 北海浜第 1 期正面護岸	300m	"
(7) 北海浜第 2 期正面護岸	1,540m	"
(8) 北海浜側面護岸	819m	"
(9) 外港地区側面護岸	498.9m	"
(10) 新浜護岸	820m	"
(11) 平井護岸	2,372.0m	"
(12) 日川護岸	516.1m	"
(13) 南海浜第 1 期正面護岸	2,540m	"
(14) 南海浜第 2 期正面護岸	3,680.98m	"
(15) 南海浜側面護岸	576.31m	"

突堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南海浜埋立地突堤	1,136m	図 示
(2) 鹿島港海岸突堤 (平井)	570m	"
(3) 鹿島港海岸突堤 (日川)	120m	"

離岸堤

名 称	延 長	位 置
(1) 平井地区離岸堤	200m	図 示

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 南航路 - 10m岸壁	- 10m	736.4m	D/W15,000トン 4 隻	南公共埠頭
(2) 南航路 - 7.5m岸壁	- 7.5m	520.04m	D/W 5,000トン 4 隻	南公共埠頭
(3) 深芝公共埠頭岸壁	- 5.5m	300m	D/W 2,000トン 3 隻	神栖市深芝浜地先
(4) 池向岸壁	- 5m	113.6m		神栖市深芝浜地先
(5) 居切導水路 - 4.5m岸壁	- 4.5m	781.14m		神栖市居切浜
(6) 居切導水路 - 5.0m岸壁	- 5m	157.7m		鹿嶋市泉川浜
(7) 北航路 - 10m岸壁	- 10m	170m	D/W10,000トン 1 隻	北公共埠頭
(8) 北航路 - 10m岸壁	- 10m	170m	D/W12,000トン 1 隻	北公共埠頭
(9) 北航路 - 10m岸壁	- 10m	170m	D/W12,000トン 1 隻	北公共埠頭

けい船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 廃油処理場ドルフィン	- 5.5m	100m × 2	D/W3,000トン 2 隻	図 示
(2) 北海浜第 2 船だまり	- 3.0 ~ 4.0m		7 隻	"

けい船くい

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 中央船だまり物揚場	- 4m	457.6m	図 示
(2) 北海浜第 1 船だまり物揚場	- 2 ~ - 3.5m	395m	"
(3) 北海浜第 2 船だまり物揚場	- 3 ~ - 4m	1,260m	"
(4) 深芝船だまり物揚場	- 2m	209.2m	"

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 北海浜第 1 船だまり斜路	- 2m	90m	図 示
(2) 北海浜第 2 船だまり斜路	- 3m	30m	"
(3) 深芝漁船だまり斜路	- 2m	41.5m	"

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり臨港道路	2,646m ²	中央船だまり地内
(2) 南公共埠頭臨港道路	55,719.5m ²	南公共埠頭内
(3) 深芝浜臨港道路	19,139m ²	深芝公共埠頭内
(4) 南海浜臨港道路	9,061m ²	南海浜地内
(5) 居切島臨港道路	3,345m ²	居切島地内
(6) 北海浜臨港道路	11,700m ²	北海浜第 1 期地内
(7) 臨港道路北公共 1 号線	35,290m ²	北公共埠頭内

駐車場

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり駐車場	1,789m ²	図 示

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新堀割橋	幅6m 延長111.8m	図 示
(2) 東京電力放水路橋	幅9m 延長 50.9m	"

5 航行補助施設

航路標識

名 称	内 容	位 置
(1) 鹿島港第1号仮設灯浮標	緑色光度16カンデラ光達距離3海里	N 35° 58' 07.0" E 140° 42' 48.6"
(2) 鹿島港第4号仮設灯浮標	赤色光度22カンデラ光達距離3海里	N 35° 57' 35.6" E 140° 42' 18.0"
(3) 鹿島港第8号仮設灯浮標	赤色光度22カンデラ光達距離3海里	N 35° 55' 48.6" E 140° 41' 54.0"
(4) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.1)		N 35° 55' 26.630" E 140° 39' 36.400"
(5) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.2)		N 35° 55' 27.675" E 140° 39' 47.201"
(6) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.3)		N 35° 55' 32.814" E 140° 39' 22.707"
(7) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.4)		N 35° 55' 37.355" E 140° 39' 25.803"
(8) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.5)		N 35° 55' 32.692" E 140° 39' 15.705"
(9) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.6)		N 35° 55' 43.524" E 140° 39' 20.835"
(10) 鹿島港北航路誘導灯前灯		N 35° 55' 41.35777" E 140° 39' 11.22207
(11) 鹿島港北航路誘導灯後灯		N 35° 55' 41.58180" E 140° 39' 10.795337

照明施設

名 称	内 容	位 置
(1) 中央船だまり標示灯	200W2基	中央船だまり防波堤
(2) 北海浜第1船だまり標示灯	200W2基	北防波堤及びび波除堤

港務通信施設

名 称	内 容	位 置
(1) いばらきポータルラジオ	156.6MHZ 空中線電力50W 156.7MHZ 通信距離約100Km 156.8MHZ	神栖市大字居切字海 岸砂地1909 - 20

6 荷さばき施設

荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 引込みクレーン式アンローダ	400トン/時間	1基	南公共埠頭南航路 - 10m岸壁
(2) ロープトロリ式橋形クレーン	30.5トン	1基	北公共埠頭北航路 - 10m岸壁

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭荷さばき地	59,861.75 ^m ²	南公共埠頭
(2) 深芝荷さばき地	6,045.82 ^m ²	深芝公共埠頭
(3) 北公共埠頭荷さばき地	108,019.54 ^m ²	北公共埠頭地区

上屋

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 南公共埠頭 1号上屋	4,496.1 ^m ²	鉄骨鉄筋コンクリート造り	南航路 - 10m岸壁 隣接地
(2) 南公共埠頭 2号上屋	1,470.0 ^m ²	鉄筋コンクリート造	南航路 - 10m岸壁 隣接地
(3) 南公共埠頭くん蒸倉庫	864.0 ^m ²	鉄筋コンクリート造	南航路 - 10m岸壁 隣接地
(4) コンテナ検査上屋	221.0 ^m ²	鉄骨造	北航路 - 10m岸壁 隣接地

7 旅客施設

待合所

名 称	面 積	位 置
(1) 鹿島港船員待合所	270 ^m ²	中央船だまり地内

8 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭野積場	130,237.67 ^m ²	南公共埠頭地内
(2) 北公共埠頭野積場	11,151.57 ^m ²	北公共埠頭地内

危険物置場

名 称	面 積	位 置
(1) 北埠頭危険物屋外貯蔵所	2,263.10 ^m ²	北公共埠頭地内

9 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 中央船だまり給水施設	最大能力 10トン/時間	9個	中央船だまり物揚場
(2) 南公共埠頭給水施設	最大能力 50トン/時間	26個	南公共埠頭
(3) 深芝公共埠頭給水施設	最大能力 10トン/時間	3個	深芝公共埠頭
(4) 北公共埠頭給水施設	最大能力 72トン/時間	12個	北公共埠頭
(5) 北公共埠頭入水槽	最大容量 860 ^m ³	2個	北公共埠頭

10 港湾環境整備施設

海浜

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 平井海岸	60,000 ^m ²	平井浜地区

緑地

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 南公共埠頭緑地 (A)	4,000 ^m ²	南公共埠頭
(2) 鹿島港魚釣園	469m	北防波堤
(3) 鹿島港魚釣園管理棟	98.5 ^m ²	北防波堤
(4) 南港緑地	6,500 ^m ²	南公共埠頭
(5) 鹿島港北海浜地区新浜緑地	89,014 ^m ²	北海浜地区
(6) 鹿島港北海浜地区新浜緑地管理棟	73.59 ^m ²	北海浜地区

11 港湾管理施設

港湾管理事務所等

名 称	面 積	位 置
(1) 鹿島港湾事務所	863 ^m ²	神栖市東深芝13
(2) 港湾事務所倉庫	253 ^m ²	〃
(3) 北公共埠頭管理棟	79 ^m ²	北公共埠頭地区
(4) オイルフェンス格納庫	80 ^m ²	中央船だまり地内
(5) 南公共埠頭オイルフェンス格納庫	80 ^m ²	南公共埠頭地内

その他の施設

名 称	面 積	位 置
(1) コンテナゲート棟	384 ^m ²	北公共埠頭地区
(2) コンテナ洗浄場	680 ^m ²	〃

12 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 鹿嶋市大字新浜9番	400 ^m ²
(2) 鹿嶋市大字新浜10番	49,769 ^m ²
(3) 鹿嶋市大字新浜11番	19,034 ^m ²
(4) 鹿嶋市大字新浜12番	89,014 ^m ²
(5) 鹿嶋市大字新浜13番	16,237 ^m ²
(6) 鹿嶋市大字新浜14番	2,279 ^m ²
(7) 鹿嶋市大字泉川1712番3	24,928 ^m ²
(8) 鹿嶋市大字泉川1712番5	18,115 ^m ²
(9) 鹿嶋市大字泉川1712番6	2,162 ^m ²
(10) 鹿嶋市大字泉川1748番イ25	889 ^m ²
(11) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番18	4,919 ^m ²
(12) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番19	674 ^m ²
(13) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番20	4,258 ^m ²
(14) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番22	29,046 ^m ²

(15) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番25	673m ²
(16) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番18地先	4,247.47m ²
(17) 神栖市大字深芝字海辺3671番44	57,735m ²
(18) 神栖市大字深芝字海辺3672番24	5,105m ²
(19) 神栖市大字深芝字海辺3673番7地先	36,716.49m ²
(20) 神栖市大字深芝字海辺3673番10	337m ²
(21) 神栖市大字深芝字海辺3673番11	1,456m ²
(22) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番2	13,328m ²
(23) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番7	53m ²
(24) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番9	5,771m ²
(25) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番10	203m ²
(26) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番11	58m ²
(27) 神栖市大字奥野谷字東場2150番2	24,748m ²
(28) 神栖市大字奥野谷字東場2150番4	558m ²
(29) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番19	174,287m ²
(30) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番34	20,900m ²
(31) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番35	54,805m ²
(32) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番36	729m ²
(33) 神栖市大字奥野谷字出羽4219番7	956m ²
(34) 神栖市大字奥野谷字出羽4219番10	184m ²
(35) 神栖市大字奥野谷字出羽4223番3	311m ²
(36) 神栖市大字奥野谷字出羽4418番	10,205m ²
(37) 神栖市大字奥野谷字出羽5352番16	4,075m ²
(38) 神栖市大字奥野谷字出羽5401番27	674m ²
(39) 神栖市大字奥野谷字北瀬戸4264番5	34m ²
(40) 神栖市大字奥野谷字北瀬戸4264番6	250m ²
(41) 神栖市大字奥野谷字北瀬戸4264番11	0.31m ²
(42) 神栖市大字奥野谷字根岸4558番9	1,316m ²
(43) 神栖市大字奥野谷字上手6676番4	9,568m ²
(44) 神栖市大字知手字和手3160番8	21m ²
(45) 神栖市大字東深芝4463番4	6,665m ²
(46) 神栖市大字東和田39番5	12,136m ²
(47) 神栖市大字北浜19番2	9,552m ²
(48) 神栖市大字北浜20番	7,590m ²
(49) 神栖市大字北浜22番	2,939m ²
(50) 神栖市大字北浜24番	18,613m ²
(51) 神栖市大字北浜26番	162m ²
(52) 神栖市大字南浜11番	20,650m ²
(53) 神栖市大字南浜13番1	10,510m ²
(54) 神栖市大字南浜13番2	2,449m ²

(55) 神栖市大字柳川4143番1	4,543m ²
(56) 神栖市大字南浜4143番2	2,292m ²
(57) 神栖市大字南浜4148番	6,975m ²
(58) 神栖市大字南浜4149番	1,111m ²

日 立 港

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 中央航路	幅200m 延長1,380m	図 示

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆外泊地	443,000m ²	図 示
(2) 被覆内泊地	1,184,000m ²	"

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 第1小型船だまり	10,000m ²	図 示
(2) 第2小型船だまり	6,400m ²	"

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波堤	2,010m	図 示
(2) 南防波堤	1,097m	"
(3) 東防波堤 (波除堤)	50m	"
(4) 第3埠頭防波堤 (波除堤)	80m	"
(5) 第1小型船だまり防波堤 (波除堤)	70m	"
(6) 第2小型船だまり防波堤 (波除堤)	20m	"
(7) 沖防波堤	320m	"

導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 久慈川導流堤	40m	図 示
(2) 茂宮川導流堤 (右岸)	285.4m	"
(3) 茂宮川導流堤 (左岸)	215.9m	"

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 第1埠頭先端護岸	146.2m	図 示
(2) 第1埠頭護岸	207m	"
(3) 第2埠頭先端護岸	169.5m	"
(4) 第3埠頭埋立護岸	257.26m	"
(5) 第4埠頭先端護岸	245m	"
(6) 第4埠頭緑地護岸	155.89m	"

(7) 第5埠頭先端取付	207m	図 示
(8) 第5埠頭護岸(導水)	210m	"
(9) 第5埠頭護岸	489m	"
(10) 第5埠頭船だまり護岸	30m	"

水門

名 称	内 容	位 置
(1) 水門	鉄筋コンクリート 有効幅4m 延長45.1m 有効高4.5m 全高11.6m スピンドル式ロー 有効幅4m ラーゲート 有効高4.5m	図 示

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭B岸壁	- 7.5m	121m	D/W 5,000トン1隻	第1埠頭北側
(2) 第1埠頭C岸壁	- 7.5m	131m	D/W 5,000トン1隻	第1埠頭北側
(3) 第1埠頭D岸壁	- 10m	185m	D/W15,000トン1隻	第1埠頭南側
(4) 第2埠頭B岸壁	- 9m	165m	D/W10,000トン1隻	第2埠頭北側
(5) 第2埠頭C岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	第2埠頭南側
(6) 第2埠頭D岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	第2埠頭南側
(7) 第3埠頭A岸壁	- 5m	140m	D/W 1,000トン1隻	第3埠頭北側
(8) 第4埠頭A岸壁	- 5m	70m	D/W 1,000トン1隻	第4埠頭北側
(9) 第4埠頭B岸壁	- 5m	70m	D/W 1,000トン1隻	第4埠頭北側
(10) 第4埠頭C岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	第4埠頭北側
(11) 第4埠頭D岸壁	- 10m	185m	D/W15,000トン1隻	第4埠頭北側
(12) 第4埠頭E岸壁	- 12m	240m	D/W30,000トン1隻	第4埠頭南側
(13) 第5埠頭A岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	第5埠頭北側
(14) 第5埠頭B岸壁	- 10m	185m	D/W15,000トン1隻	第5埠頭北側
(15) 第5埠頭C岸壁	- 10m	185m	D/W15,000トン1隻	第5埠頭北側
(16) 第5埠頭D岸壁	- 12m	240m	D/W30,000トン1隻	第5埠頭北側

係船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭Aけい船くい	- 5m	7m	D/W1,000トン1隻	第1埠頭北側

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 第1小型船だまり物揚場	- 4m	300m	図 示
(2) 第2小型船だまり物揚場	- 2m	273.9m	"

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
-----	-----	-----	-----

(1) 第2小型船だまり船揚場 - 2m 40m 図 示

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭道路	10,946.8 ^{m²}	第1埠頭内
(2) 第2埠頭道路	18,779 ^{m²}	第2埠頭内
(3) 第4埠頭道路	19,199.5 ^{m²}	第4埠頭内
(4) 第5埠頭道路	23,334 ^{m²}	第5埠頭内
(5) 貯木場道路	2,227 ^{m²}	貯木場内

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) なぎさ橋	幅14.5m 延長14.66m	図 示

5 荷さばき施設

荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 多目的アンローダークレーン	600トン/時間 吊上荷重16トン	1基	第1埠頭D岸壁

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第4埠頭第3小型船だまり荷さばき地	3,554.6 ^{m²}	第4埠頭内
(2) 第5埠頭荷さばき地	42,540 ^{m²}	第5埠頭内
(3) 第1小型船だまり物揚場荷さばき地	7,050 ^{m²}	第5埠頭内

上屋

名 称	面 積	位 置
(1) 公共1号上屋	2,146 ^{m²}	第1埠頭内
(2) 公共2号上屋	3,576 ^{m²}	第2埠頭内
(3) 公共3号上屋	2,028 ^{m²}	第2埠頭内

6 保管施設

貯木場

名 称	面 積	位 置
(1) 貯木場	14,632 ^{m²}	日立市留町

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭野積場	30,526 ^{m²}	第1埠頭内
(2) 第2埠頭野積場	53,349 ^{m²}	第2埠頭内
(3) 第4埠頭野積場	99,892.3 ^{m²}	第4埠頭内
(4) 第5埠頭野積場	139,283 ^{m²}	第5埠頭内

7 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第1埠頭内

(2) 水栓	最大能力30トン/時間	9個	第2埠頭内
(3) 水栓	最大能力50トン/時間	13個	第4埠頭内
(4) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第5埠頭内
(5) 水栓	最大能力50トン/時間	4個	第5埠頭内

8 港湾環境整備施設

緑地

名 称	面 積	位 置
(1) 緑地	2,967m ²	貯木場内
(2) 緑地 (なぎさ公園)	25,502.74m ²	なぎさ公園

9 港湾管理施設

港湾管理事務所等

名 称	面 積	位 置
(1) 日立港湾事務所	630.22m ²	日立市久慈町1 - 3 - 21
(2) 資材倉庫	97.47m ²	"
(3) 第5埠頭管理棟兼倉庫	99.37m ²	第5埠頭内
(4) 第4埠頭コンテナヤード 管理棟兼トールゲート	547.89m ²	第4埠頭内

10 港湾施設用地

所 在 地

所 在 地	面 積
(1) 日立市久慈町1丁目5630番48	74,792m ²
(2) 日立市久慈町1丁目5630番52	163m ²
(3) 日立市久慈町1丁目5630番70	4,405m ²
(4) 日立市久慈町1丁目5630番71	2,624m ²
(5) 日立市久慈町1丁目5630番72	1,002m ²
(6) 日立市久慈町1丁目5630番73	7,128m ²
(7) 日立市久慈町1丁目5630番74	8,224m ²
(8) 日立市久慈町1丁目5630番75	18,575m ²
(9) 日立市久慈町1丁目5630番76	63,233m ²
(10) 日立市久慈町1丁目5630番77	14,290m ²
(11) 日立市久慈町1丁目5630番78	12,114m ²
(12) 日立市みなと町5773番10	33,284m ²
(13) 日立市みなと町5773番13	28,825m ²
(14) 日立市みなと町5773番14	7,550m ²
(15) 日立市みなと町5773番15	7,573m ²
(16) 日立市みなと町5773番16	5,421m ²
(17) 日立市みなと町5774番18	43,713m ²
(18) 日立市みなと町5774番19	11,533m ²
(19) 日立市みなと町5774番20	2,397m ²
(20) 日立市みなと町5774番21	15,013m ²
(21) 日立市留町字北河原2435番1	8,157m ²

(22) 日立市留町字北河原2435番3	2,227m ²
(23) 日立市留町字北河原2435番11	5,195m ²
(24) 日立市留町字北河原2435番19	624m ²
(25) 日立市留町字北河原2435番36	2,057m ²
(26) 日立市留町字北河原2435番44	370m ²
(27) 日立市留町字北河原2435番53	856m ²
(28) 日立市留町字北河原2435番54	1,649m ²
(29) 日立市留町字北河原2435番57	721m ²
(30) 日立市留町字北河原2435番58	5,028m ²
(31) 日立市留町字北河原2435番59	3,308m ²
(32) 日立市留町字北河原2435番60	2,278m ²
(33) 日立市留町字北河原2856番1	17,591m ²
(34) 日立市留町字北河原2856番5	6,596m ²
(35) 日立市留町字北河原2856番8	14,008m ²
(36) 日立市留町字北河原2981番	2,957m ²
(37) 日立市留町字北河原2982番	13,330m ²
(38) 日立市留町字北河原2983番	231m ²
(39) 日立市留町字北河原2984番	116,782m ²
(40) 日立市留町字北河原2985番	122,544m ²
(41) 日立市留町字北河原2986番	7,606m ²
(42) 日立市留町字北河原2938番1	2,114m ²
(43) 日立市留町字北河原2940番1	1,123m ²
(44) 日立市留町字北河原2955番2	504m ²
(45) 日立市留町字北河原2967番5	12,533m ²
(46) 日立市留町字北河原2967番7	9,913m ²

大 洗 港

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 大洗航路	幅200m 延長1,530m	図 示
(2) マリーナ航路	幅 30m 延長1,390m	"

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地 (- 2m)	19,415m ²	図 示
(2) 泊地 (- 3m)	2,500m ²	"
(3) 泊地 (- 4m)	33,537m ²	"
(4) 泊地 (- 5m)	77,365m ²	"
(5) 泊地 (- 8m)	372,400m ²	"
(6) マリーナ泊地 (- 3m)	22,000m ²	"

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,137.3m	図 示
(2) 沖防波堤	1,270m	"
(3) 南波除堤	61.5m	"
(4) 北波除堤	70m	"
(5) 東波除堤	100.75m	"
(6) マリーナ東波除堤	115m	"
(7) マリーナ西波除堤	15m	"
(8) マリーナ南波除堤	40m	"

防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 西防砂堤	702.05m	図 示

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 外浜護岸 (神社下)	394m	図 示
(2) 東防波護岸	245m	"
(3) 護岸 (畜産センター前)	115m	"
(4) 南防波護岸	385m	"
(5) 第 1 埠頭先端護岸	30m	"
(6) 第 2 埠頭先端護岸	35m	"
(7) 第 3 埠頭護岸 (消波)	40m	"
(8) 第 3 埠頭先端護岸	100m	"
(9) 第 4 埠頭先端護岸	121m	"
(10) 第 4 埠頭消波護岸	25m	"
(11) マリーナ護岸	94m	"
(12) 大貫護岸	651m	"

突堤

名 称	延 長	位 置
(1) 大貫サンビーチ突堤	555m	図 示

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第 1 埠頭岸壁 A 岸壁	- 5m	70m	D/W1,000トン1隻	第 1 埠頭中央
(2) 第 1 埠頭岸壁 B 岸壁	- 5m	100m	D/W1,000トン1隻	第 1 埠頭北側
(3) 第 1 埠頭岸壁 C 岸壁	- 5m	140m	D/W1,000トン1隻	第 1 埠頭西側
(4) 第 2 埠頭岸壁 A 岸壁	- 5m	140m	D/W1,000トン2隻	第 2 埠頭東側
(5) 第 2 埠頭岸壁 B 岸壁	- 5m	140m	D/W1,000トン2隻	第 2 埠頭西側
(6) 第 2 埠頭岸壁 C 岸壁	- 5m	115m	D/W1,000トン2隻	第 2 埠頭北側

(7) 第2埠頭岸壁D岸壁	- 5m	70m	D/W1,000トン1隻	第2埠頭南側
(8) 第3埠頭東岸壁	- 8m	260m	D/W5,000トン2隻	第3埠頭東側
(附帯設備：車両乗降用設備 幅員21m1基)				
(9) 第3埠頭西岸壁	- 8m	270m	D/W5,000トン1隻	第3埠頭西側
(10) 第4埠頭岸壁	- 8m	240m	D/W8,000トン1隻	第4埠頭

小型けい船岸

さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ固定さん橋	- 3m	260m		図 示

浮さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ浮さん橋	- 3m	760m	G/T15トン80隻	図 示
(2) マリーナ給油用浮さん橋	- 3m	32.5m	G/T20トン2隻	"
(3) マリーナクレーン浮さん橋	- 3m	10m	G/T20トン1隻	"

物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭A物揚場	- 2m	70m	D/W10トン18隻	図 示
(2) 第1埠頭B物揚場	- 2m	130m	D/W10トン33隻	"
(3) 第1埠頭C物揚場	- 2m	200m	D/W10トン50隻	"
(4) 第1埠頭D物揚場	- 2m	95.5m	D/W10トン50隻	"
(5) 第1埠頭E物揚場	- 3m	250m	D/W40トン30隻	"
(6) 第1埠頭F物揚場	- 4m	180m	D/W150トン5隻	"
(7) 第1埠頭G物揚場	- 4m	100m	D/W150トン3隻	"
(8) 第4埠頭物揚場	- 4m	105m	D/W600トン1隻	"
(9) マリーナ物揚場	- 3m	150m	G/T20トン6隻	"

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 第1埠頭A船揚場	- 2m	24m	- 2m泊地東
(2) 第1埠頭B船揚場	- 2m	104m	- 2m泊地北
(3) マリーナ船揚場	- 3m	10m	マリーナ

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭道路A	655.55m ²	図 示
(2) 第1埠頭道路B	919.63m ²	"
(3) 第1埠頭道路C	756.96m ²	"
(4) 第1埠頭道路D	943.49m ²	"
(5) 第1埠頭道路E	1,213.31m ²	"
(6) 第1埠頭道路F	3,847.30m ²	"
(7) 第2埠頭道路A	2,076.38m ²	"

(8) 第2埠頭道路B	1,362.57m ²	図 示
(9) 第2埠頭道路C	3,269.80m ²	"
(10) 第3埠頭道路B	8,450.59m ²	"
(11) 第3埠頭道路C	647.76m ²	"
(12) 第3埠頭道路D	1,461.70m ²	"
(13) 臨港道路1号線	11,586.08m ²	"
(14) 臨港道路2号線	7,913.96m ²	"
(15) 臨港道路3号線	2,263.42m ²	"
(16) 臨港道路4号線	2,071.72m ²	"
(17) 臨港道路5号線	1,333.86m ²	"

5 航行補助施設

航路標識

名 称	内 容	位 置
(1) 第2埠頭 - 5m物揚場先端NO.D標識灯 及び対岸南防波堤NO.C標識灯		N 36° 18' 29 E 140° 34' 43
(2) 南防波堤港内NO.2浮標等		N 36° 18' 08 E 140° 34' 39
(3) 西防砂堤先端NO.1標識灯		N 36° 18' 03 E 140° 34' 34
(4) 南防波堤NO.4標識灯		N 36° 18' 23 E 140° 34' 40
(5) 沖防波堤先端NO.B標識灯		N 36° 17' 26 E 140° 35' 13
(6) 沖防波堤北側NO.A標識灯		N 36° 18' 06 E 140° 35' 06
(7) マリーナ東波除堤NO.H標識灯		N 36° 18' 16 E 140° 34' 17
(8) マリーナ西波除堤東NO.I標識灯		N 36° 18' 15 E 140° 34' 16
(9) マリーナ南波除堤NO.J標識灯		N 36° 18' 14 E 140° 34' 18
(10) 西防砂堤マリーナ航路脇NO.3標識灯		N 36° 18' 12 E 140° 34' 22
(11) 西防砂堤先端NO.5浮標灯		N 36° 18' 03 E 140° 34' 30
(12) 第4埠頭南東側NO.G標識灯		N 36° 18' 22 E 140° 34' 18
(13) 第3埠頭先端西側セクターライト		N 38° 18' 27 E 140° 34' 24
(14) 南防波堤先端NO.8浮標灯		N 36° 17' 58

(15) 魚釣園魚礁NO.7浮標灯

E 140° 34' 51

N 36° 18' 03

E 140° 34' 26

6 荷さばき施設

荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 固定巻上式クレーン	定格荷重20トン(5トン×4)	1基	マリーナ
(2) レールランプ式ボート揚降設備	定格荷重10トン	1基	"
(3) レールランプ式ボート揚降設備	定格荷重5トン	1基	"

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭荷さばき地	14,740m ²	図 示
(2) 第2埠頭荷さばき地	5,853m ²	"
(3) 第2埠頭荷さばき地 (未舗装)	4,397.78m ²	"
(4) 第3埠頭荷さばき地	85,400m ²	"
(5) 第4埠頭荷さばき地	46,566m ²	"

上屋

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナクラブハウス	1,284m ²	マリーナ

7 旅客施設

旅客待合所

名 称	面 積	位 置
(1) 大洗港フェリーターミナル	1,337.03m ²	第3埠頭

旅客乗降用固定施設

名 称	面 積	基 数	位 置
(1) 人道橋	幅1.8～2.0m 延長214.9m	1基	第3埠頭
(2) ボーディングブリッジ	幅1.5m 延長20.6m～27.5m	2基	第3埠頭

8 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 第2埠頭野積場	18,724.92m ²	第2埠頭北

船舶保管施設

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナボートヤード	7,026.75m ²	マリーナ

9 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 水栓	最大能力15トン/時間	2個	第1埠頭C岸壁
(2) 水栓	最大能力15トン/時間	2個	第2埠頭A岸壁
(3) 水栓	最大能力15トン/時間	2個	第2埠頭B岸壁

(4) 水栓	最大能力15トン/時間	2個	第2埠頭C岸壁
(5) 水栓	最大能力45トン/時間	3個	第3埠頭東岸壁
(6) 水栓	最大能力45トン/時間	4個	第3埠頭西岸壁
(7) 水栓	大能力45トン/時間	4個	第4埠頭岸壁
(8) 水栓	最大能力1.7トン/時間	50個	マリーナ

10 港湾環境整備施設

緑地

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 大洗海浜公園	72,000m ²	図 示
(2) 港中央公園	10,000m ²	"
(3) 中央地区緑地	2,938.68m ²	"
(4) マリーナ地区緑地	3,221m ²	"
(5) 大洗港魚釣園	657.2m	"
(6) 大洗魚釣園管理棟	34.79m ²	"
(7) マリーナ地区緑地 2	7,000m ²	"

11 港湾管理施設

港湾管理事務所等

名 称	面 積	位 置
(1) 大洗港湾事務所	724m ²	大洗町港中央 7
(2) 港湾管理詰所兼倉庫	194.4m ²	"

12 港湾施設用地

所 在 地

所 在 地	面 積
(1) 大洗町港中央1番	34,868m ²
(2) 大洗町港中央2番	35,293m ²
(3) 大洗町港中央3番	2,903m ²
(4) 大洗町港中央4番	10,566m ²
(5) 大洗町港中央6番	11,183m ²
(6) 大洗町港中央7番1	5,629m ²
(7) 大洗町港中央8番	10,000m ²
(8) 大洗町港中央9番1	16,541m ²
(9) 大洗町港中央10番	8,990m ²
(10) 大洗町港中央12番1	1,328m ²
(11) 大洗町港中央12番5	20,662m ²
(12) 大洗町港中央17番1	12,292m ²
(13) 大洗町港中央18番1	259m ²
(14) 大洗町港中央18番2	2,287m ²
(15) 大洗町港中央26番12	11m ²
(16) 大洗町港中央26番17	6m ²
(17) 大洗町港中央26番19	6m ²
(18) 大洗町港中央26番23	7m ²

(19) 大洗町港中央28番1	43m ²
(20) 大洗町港中央28番3	1,276m ²
(21) 大洗町港中央28番5	5m ²
(22) 大洗町港中央28番11	3m ²
(23) 大洗町港中央28番15	5m ²
(24) 大洗町港中央28番22	3m ²
(25) 大洗町港中央28番28	831m ²
(26) 大洗町港中央30番2	27m ²
(27) 大洗町港中央30番3	393m ²
(28) 大洗町港中央30番8	7m ²
(29) 大洗町港中央38番	7,319m ²
(30) 大洗町港中央39番	2,643m ²
(31) 大洗町港中央40番	65,400m ²
(32) 大洗町磯浜町6881番494	91m ²
(33) 大洗町磯浜町8253番1	1,229m ²
(34) 大洗町磯浜町8253番29	379m ²
(35) 大洗町磯浜町8253番37	9m ²
(36) 大洗町磯浜町8253番41	1,275m ²
(37) 大洗町磯浜町8253番43	17m ²
(38) 大洗町磯浜町8253番62	2,225m ²
(39) 大洗町磯浜町8253番63	1,551m ²
(40) 大洗町磯浜町8253番65	185m ²
(41) 大洗町磯浜町8253番67	7,141m ²
(42) 大洗町磯浜町8253番68	4,443m ²
(43) 大洗町磯浜町8253番69	23,548m ²
(44) 大洗町磯浜町8253番70	372m ²
(45) 大洗町磯浜町8255番1	18,117m ²
(46) 大洗町磯浜町8255番4	2,898m ²
(47) 大洗町磯浜町8255番5	63m ²

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地 (- 5.5m)	63,000m ²	図 示
(2) 泊地 (- 7.5m)	54,000m ²	"
(3) 泊地 (- 5.0m)	97,000m ²	"
(4) 北埠頭外貿地区前面泊地 (- 15.0m)	375,000m ²	"
(5) 北埠頭取水口前面泊地 (- 10.0m)	208,000m ²	"
(6) 北埠頭内貿地区前面泊地 (- 7.5m)	138,000m ²	"
(7) 北埠頭内貿地区前面泊地 (- 5.5m)	20,000m ²	"
(8) 北埠頭物揚場泊地 (- 4.0m)	30,800m ²	"
(9) 北埠頭前面泊地 (- 18.0m)	774,000m ²	"

(10) 南埠頭泊地 (- 7.5m)	108,000m ²	図 示
(11) 南埠頭泊地 (- 10.0m)	91,300m ²	"

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,237.8m	図 示
(2) 仮防波堤	500m	"
(3) 東防波堤	4,488.55m	"
(4) 北防波堤	497.92m	"
(5) 突堤 B	150m	"
(6) 突堤 C	250m	"

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南護岸	106.5m	図 示
(2) 護岸 (4 - E)	82m	"
(3) 護岸 (4 - E)	78m	"
(4) 護岸 (4 - G)	96.5m	"
(5) 護岸 (4 - G)	63.5m	"
(6) 護岸 (4 - H)	30.3m	"
(7) 護岸 (4 - H)	69.7m	"
(8) 護岸 (4 - D)	400m	"
(9) 埋立護岸 (3 - A)	440m	"
(10) 埋立護岸 (3 - B)	300m	"
(11) 埋立護岸 (3 - C)	550m	"
(12) 埋立護岸 (3 - D)	300m	"
(13) 埋立護岸 (3 - E)	540m	"

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 南埠頭 A 岸壁	- 5.5m	180m	D/W 2,000トン1隻	図 示
(2) 南埠頭 B 岸壁	- 5.5m	180m	D/W 2,000トン1隻	"
(3) 南埠頭 C 岸壁	- 7.5m	260m	D/W 5,000トン1隻	"
(4) 北埠頭 A 岸壁	- 14.0m	280m	D/W50,000トン1隻	"
(5) 北埠頭 B 岸壁	- 12.0m	240m	D/W30,000トン1隻	"
(6) 北埠頭 C 岸壁	- 10.0m	170m	D/W10,000トン1隻	"
(7) 北埠頭 D 岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	"
(8) 北埠頭 E 岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	"
(9) 北埠頭 F 岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	"
(10) 北埠頭 G 岸壁	- 5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	"

(11) 北埠頭H岸壁	- 5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	図 示
(12) 北埠頭I岸壁	- 5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	"
(13) 北埠頭J岸壁	- 5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	"
(14) 北埠頭K岸壁	- 5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	"
(15) 中央埠頭A岸壁	- 7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	"

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 北埠頭物揚場A	- 4m	140m		図 示
(2) 北埠頭物揚場B	- 4m	220m		"
(3) 北埠頭物揚場C	- 4m	150m		"

4 航行補助施設

航路標識

名 称	内 容	位 置
(1) 第一号灯浮標	緑色光度70カンデラ光達距離6海里	N 36° 22' 34.3" E 140° 38' 27.2"
(2) 第二号灯浮標	赤色光度70カンデラ光達距離6海里	N 36° 22' 51.1" E 140° 38' 50.9"
(3) 第三号灯浮標	緑色光度70カンデラ光達距離6海里	N 36° 23' 25.7" E 140° 38' 6.8"
(4) 第四号灯浮標	赤色光度70カンデラ光達距離6海里	N 36° 23' 31.0" E 140° 38' 25.4"
(5) 第五号灯浮標	緑色光度70カンデラ光達距離6海里	N 36° 24' 10.2" E 140° 37' 45.6"
(6) 第六号灯浮標	赤色光度70カンデラ光達距離6海里	N 36° 24' 14.9" E 140° 38' 1.9"

5 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路4号線	54,480m ²	北埠頭内
(2) 臨港道路5号線(北埠頭)	25,200m ²	北埠頭内
(3) 臨港道路5号線(中央埠頭)	16,280m ²	南埠頭内
(4) 臨港道路5号線(南埠頭)	12,615m ²	南埠頭内
(5) 臨港道路6号線	6,600m ²	西部地区
(6) 臨港道路6号線	5,040m ²	西部地区
(7) 臨港道路2号線	5,782.50m ²	西部地区

6 荷さばき施設

軌道走行式荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) ガントリークレーン	吊上荷重55.6トン	2基	北埠頭外貿埠頭内

(2) トランスファークレーン 吊上荷重52.0トン 4基 図 示
荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭荷さばき地	17,800 ^m ²	図 示
(2) 北埠頭内貿1号荷さばき地	12,100 ^m ²	"
(3) 北埠頭内貿2号荷さばき地	13,200 ^m ²	"
(4) 北埠頭内貿3号荷さばき地	9,600 ^m ²	"
(5) 北埠頭内貿4号荷さばき地	10,300 ^m ²	"
(6) 北埠頭内貿5号荷さばき地	10,600 ^m ²	"
(7) 中央埠頭1号荷さばき地	10,890 ^m ²	中央埠頭地区

上屋

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 県営1号上屋	2,679.76 ^m ²	鉄 骨 造	北埠頭内貿埠頭内
(2) くん蒸上屋	299.80 ^m ²	鉄筋コンクリート造	北埠頭外貿埠頭内
(3) 検査上屋	470.07 ^m ²	鉄 骨 造	"

7 保管施設

危険物倉庫

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 危険物倉庫	35.00 ^m ²	鉄 骨 造	北埠頭外貿埠頭内

8 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 第1水栓	最大能力20トン/時間	8個	南埠頭内
(2) 北埠頭内貿給水栓 (75ミリ)	最大能力16トン/時間	12個	北埠頭内貿埠頭内
(3) 北埠頭内貿給水栓 (50ミリ)	最大能力8トン/時間	4個	北埠頭内貿埠頭内
(4) 北埠頭外貿給水栓	最大能力8トン/時間	15個	北埠頭外貿埠頭内
(5) 中央埠頭給水栓	最大能力16トン/時間	3個	中央埠頭内

9 港湾管理施設

港湾管理事務所等

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 管理棟かもめ	697.09 ^m ²	鉄 骨 造	北埠頭内貿埠頭内
(2) メンテナンスショップ事務棟	798.77 ^m ²	鉄 骨 造	北埠頭外貿埠頭内
(3) 外貿コンテナターミナル倉庫	189.00 ^m ²	鉄 骨 造	"
(4) メンテナンスショップ作業棟	1,345.89 ^m ²	鉄 骨 造	"
(5) ゲートハウス (OUT) 4レーン	871.86 ^m ²	鉄 骨 造	"
(6) ゲートハウス (IN) 4レーン	869.71 ^m ²	鉄 骨 造	"
(7) 北埠頭倉庫	360 ^m ²	鉄 骨 造	北埠頭内貿埠頭内

10 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) ひたちなか市大字長砂字渚163番29	710 ^m ²

(2) ひたちなか市大字長砂字渚163番30	7,920m ²
(3) ひたちなか市大字長砂字渚163番52	1,421m ²
(4) ひたちなか市大字長砂字渚163番53	13,009m ²
(5) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番26	31,522m ²
(6) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番27	235,853m ²
(7) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番28	5,660m ²
(8) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番30	236,211m ²
(9) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番35	11,671m ²
(10) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番36	68,217m ²
(11) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番55	43,729m ²

土 浦 港

1 水域施設

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区船だまり	50,500m ²	図 示
(内, 土浦港プレジャーボート用泊地	7,889m ²	")
(2) 新港地区船だまり	26,600m ²	"

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 新港地区防波堤	60m	図 示

導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 導流堤	320m	図 示

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 防波護岸	315.35m	図 示

水門

名 称	延 長	位 置
(1) 1号陸閘ゲート	10.45m	図 示
(2) 2号陸閘ゲート	10.45m	"
(3) 3号陸閘ゲート	10.45m	"
(4) 4号陸閘ゲート	10.45m	"
(5) 5号陸閘ゲート	10.45m	"
(6) 6号陸閘ゲート	10.45m	"
(7) 7号陸閘ゲート	13.45m	"

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
-----	-----	-----	-----

(1) 川口地区物揚場 A	- 2m	296.8m	図 示
(2) 川口地区物揚場 B	- 2m	154.71m	"
(3) 川口地区物揚場 C	- 2m	332.21m	"
(4) 川口地区物揚場 D	- 2m	358.46m	"
(5) 川口地区物揚場 E	- 2m	90m	"
(6) 川口地区物揚場 F	- 2m	50m	"
(7) 新港地区物揚場 A	- 2m	100m	"
(8) 新港地区物揚場 B	- 2m	50m	"
(9) 新港地区物揚場 C	- 2m	50m	"
(10) 新港地区物揚場 D	- 2m	75m	"
(11) 新港地区物揚場 E	- 2m	220m	"
(12) 新港地区物揚場 F	- 2m	115m	"

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 新港地区船揚場斜路	- 1m	40m	図 示
(2) 川口地区船揚場斜路	- 2m	13m	"

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区臨港道路	2,603.8m ²	図 示
(2) 新港地区臨港道路	7,020m ²	図 示

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新港橋	幅10m 延長44.19m	図 示

5 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区野積場	3,415m ²	図 示
(2) 新港地区野積場	14,000m ²	"

6 港湾環境整備施設

植栽

名 称	面 積	位 置
(1) 新港植栽地	1,000m ²	図 示

潮 来 港

1 外かく施設

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 前川護岸	274m	図 示

2 けい留施設

小型けい船岸

さん橋

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 県港湾さん橋	- 3m	155m	図 示

川 尻 港

1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆内泊地	11,976m ²	図 示
(内, 川尻港プレジャーボート用泊地	795.47m ²	")

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	234.2m	図 示
(2) 北防波堤	20m	"

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 護岸 (防波)	145m	図 示
(2) 南防護岸	152m	"
(3) 北防護岸	189.8m	"
(4) 2号物揚場先端護岸	17m	"

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 1号物揚場	- 3m	130m	図 示
(2) 2号物揚場	- 3m	120m	"
(3) 3号物揚場	- 2m	80.5m	"

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 船揚場	- 2m	100m	図 示

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路	2,760m ²	図 示

5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 1号荷さばき地	3,736m ²	図 示
(2) 2号荷さばき地	643m ²	"

河 原 子 港

1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆内泊地	7,952.5m ²	図 示
(内, 河原子港プレジャーボート用泊地	1,320m ²	")

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波堤	278m	河原子港内
(2) 北防波堤	46.6m	"
(3) 南防波堤	50m	"
(4) 沖防波堤	130m	"

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 護岸 (防波南)	464m	図 示
(2) 仮護岸	103.8m	"

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 物揚場	- 2m	218.9m	河原子港内

船揚場

名 称	延 長	位 置
(1) 船揚場	30m	河原子港内

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路	6,133.1m ²	河原子港内

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 大川橋	幅12.5m 延長11.67m	図 示

5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 荷さばき地	1,989m ²	河原子港内

6 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 野積場	2,900m ²	河原子港内

7 港湾環境整備施設

緑地

名 称	面 積	位 置
(1) 河原子海浜公園	4,700m ²	図 示

軽 野 港

1 水域施設

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 日川船だまり	1,470m ²	図 示
(内、軽野港プレジャーボート用泊地 A	476m ²	")
(2) 萩原船だまり	1,504m ²	"
(内、軽野港プレジャーボート用泊地 B	363m ²	")

2 外かく施設

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船だまり護岸	16m	図 示
(2) 萩原船だまり護岸	20m	"

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 日川物揚場	- 2.5m	181m	図 示
(2) 萩原物揚場	- 3.5m	106m	"

船揚場

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船揚場	10m	図 示
(2) 萩原船揚場	4m	"

備 考

この告示の関係図面は、茨城県土木部港湾課、茨城県鹿島港湾事務所（鹿島港に係るもの）、茨城県日立港湾事務所（日立港、川尻港及び河原子港に係るもの）、茨城県大洗港湾事務所（大洗港に係るもの）、茨城県常陸那珂港湾事務所（常陸那珂港に係るもの）、茨城県土浦土木事務所（土浦港に係るもの）及び茨城県潮来土木事務所（潮来港及び軽野港に係るもの）において縦覧に供する。

茨城県告示第311号

昭和58年 9月30日茨城県告示第1348号で告示した茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第4条の規定により知事が指定する区域等の一部を次のように改正する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第1中

国道354号		を
国道355号	行方市谷島37番地先から同市玉造甲835番地先までの区間	

国道354号	行方市玉造甲2645番 4 地先から同市玉造甲1455番 1 地先までの区間	に、
国道355号	行方市玉造甲584番 1 地先から同市玉造甲669番 2 地先までの区間	

県道石岡筑西線	石岡市柿岡2278番地先から同市柿岡3347番の 1 地先までの区間	を
---------	------------------------------------	---

県道石岡筑西線		に
---------	--	---

改める。

別表第 2 中 「鹿島鉄道線
茨城交通湊線」 を「ひたちなか海浜鉄道湊線」に改める。

茨城県告示第312号

取手市姥島土地区画整理組合の事業計画の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市姥島土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 取手市藤代856番地の 1
 事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 3月19日
 至 平成21年 3月31日
 施 行 地 区 取手市藤代字箕輪，小浮気字本田の各一部
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年 3月19日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 3月19日
 至 平成24年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成21年 3月12日

茨城県告示第313号

藤代町浜田・上萱場土地区画整理組合の事業計画の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 藤代町浜田・上萱場土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 取手市浜田168番地の 1
 事 業 施 行 期 間 自 平成元年 3月30日

- 至 平成21年 3月31日
- 施 行 地 区 取手市浜田字南上田，字上余郷，字下川辺，字出口，字南将監谷原，字小山前，字薬師堂，
字下余郷，字株木の各一部
取手市上萱場字大日脇，字大日南，字大日前の全部
字西浦，字堤付，字代官淵，字西，字食沼，字四ツ谷の各一部
- 設立認可の年月日 平成元年 3月30日
- 2 公告すべき変更の内容
- 事 業 施 行 期 間 自 平成元年 3月30日
至 平成22年 3月31日
- 3 変更認可の年月日 平成21年 3月12日

茨城県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので，同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成16年茨城県告示第1344号
古河・総和都市計画道路事業
3・3・9号 桜町上辺見線
- 3 事業施行期間
平成16年 9月30日から
平成24年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第315号

昭和56年 4月 1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し，平成21年 3月 9日から施行する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第2 収納代理金融機関 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

株式会社三井住友銀行水戸支店	水戸市南町三丁目 4 - 10	を に改める。
株式会社三井住友銀行水戸支店	水戸市南町三丁目 4 - 10	
株式会社三井住友銀行守谷支店	守谷市大字守谷甲2566番 1	

茨城県告示第316号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地 1 に事務所を置くひぬま川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年 3 月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 根 本 進

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	相 川 富 雄	東茨城郡茨城町大字網掛69番地

茨城県告示第317号

かすみがうら市加茂317番地に事務所を置く清算法人平尻土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成21年 3 月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

就 任

氏 名	住 所
石 井 積	かすみがうら市加茂317番地
折 本 多賀志	〃 350番地
岡 田 忠 男	〃 319番地 2
山 口 紘 一	〃 165番地

茨城県告示第318号

岡堰土地改良区から平成20年10月 6 日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）桑原成沖第 2 地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により平成21年 3 月 3 日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 3 月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

茨城県告示第319号

岡堰土地改良区から平成20年10月6日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）寺田地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により平成21年3月3日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

茨城県告示第320号

福岡堰土地改良区から平成20年9月4日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）南太田地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により平成21年3月3日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

茨城県告示第321号

福岡堰土地改良区から平成20年9月4日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）中島地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により平成21年3月3日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

茨城県告示第322号

平成18年2月23日付け農計指令第56号をもって認可のあった、石岡台地土地改良区が行う雨ヶ谷地区土地改良事業（基盤整備促進事業・かんがい排水）については、平成20年2月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年3月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

茨城県告示第323号

平成15年6月12日付け土土改指令第8号で同意したかすみがうら市が行う基盤整備促進事業（農道）菱木地区については、平成20年3月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年3月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

茨城県告示第324号

平成21年 3月 1日に執行した土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 4項の規定により次のとおり決定したので、同令第35条第 5項の規定により公告する。

平成21年 3月12日

茨城県竜ヶ崎土木事務所長 早 乙 女 秀 男

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の当選人

氏 名	住 所
齊 藤 孝	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2571番地76
篠 崎 貢 一	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2302番地
青 山 和 泉	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2249番地
青 山 孝 夫	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2142番地
篠 崎 榮	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2234番地
箱 田 隆一郎	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2728番地 1
小 市 昇	茨城県守谷市高野1664番地 4
青 山 幸 雄	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2044番地
篠 崎 弘	茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2906番地
飯 野 孝 善	茨城県つくば市稲岡617番地
湯 原 守	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1882番地 3

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第20号

質屋営業法（昭和25年法律第158号）第 7条第 1項の規定により、質物保管設備基準を次のように定める。

なお、昭和29年11月 1日茨城県公安委員会告示第 7号で告示した質物保管設備基準は廃止する。

平成21年 3月12日

茨城県公安委員会委員長 川 又 論

## 質物保管設備基準

## (趣旨)

第 1条 この告示は、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第 7条第 1項の規定により、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の基準を定めるものとする。

## (規模及び構造)

第 2条 保管設備の大きさ及び構造は、その営業の内容に応じて適正なものでなければならない。

## (営業所との距離の制限)

第 3条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。

## (防湿構造)

第 4条 保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じなければならない。

## (防火構造等)

第 5条 保管設備の主要構造部は、次のいずれかに該当する構造でなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造

(2) 土蔵造

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの

2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条に定める特定防火設備を設けなければならない。

（盗難予防設備）

第6条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所その他に同様の装置があるものについてはこの限りでない。

（防鼠設備）

第7条 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。

（特例措置）

第8条 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、補修、建替え等のため当分の間別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第3条及び第7条の規定は適用しないものとする。

2 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、適用しないものとする。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第6条第1項の規定中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備」とあるのは、「施錠設備」とする。

4 この条に定める特例は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第2項の規定は、この告示の施行の際、現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は許可を申請している者に係る保管設備については、適用しない。

---

## 公 告

---

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年5月7日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成21年3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成21年 3月 2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サカスグループ

3 代表者の氏名

齋 藤 徳 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市谷田部4510番地

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県を中心に、広く一般地域住民に対し、保健・医療・福祉関連等の人材の育成及び人材派遣の支援を行い、スポーツの振興を図り、環境保全を積極的に推進し、地域住民と協働して地域の安全を図り、子供達の健全育成を目指し実社会を体験することにより生きた社会学を身につけてもらい、また経済の活性化を目的に、個人の凍結資金を社会へ還元して有効に運用する仕組みの構築を図り、経済を活性化させるとともに、災害が発生した時は、速やかに被災地住民の生活の確保を支援すると共に復興を促進させ、明るく、美しく、安全で安心な、活気の有る精神性と教養豊かな、希望と夢のある地方都市づくりに貢献してゆくことを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 笠間市

2 作業の種類 公共測量（1/2500デジタルマッピング）

3 作業終了日 平成21年 2月13日

4 作業地域 笠間市全域

都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 名 称 笠間芸術の森公園

2 位 置 笠間市笠間地内

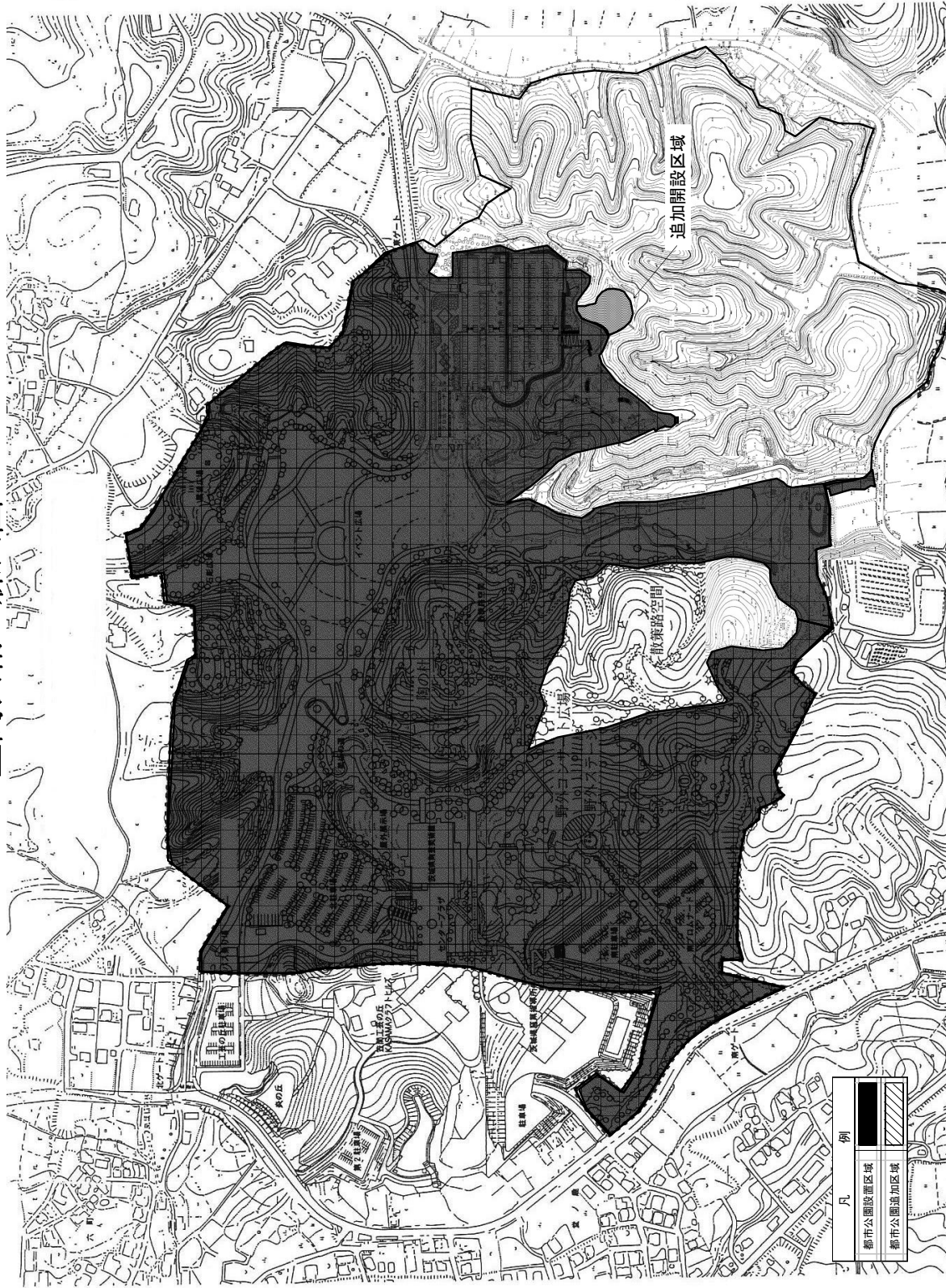
3 変更に係る区域 別紙図面のとおり

4 敷地面積 (変更前) 35.8ヘクタール

(変更後) 35.9ヘクタール

5 変更に係る区域の供用開始の期日 平成21年 3月12日

笠間芸術の森公園



## 都市計画事業の施行者の名称等

石岡都市計画道路事業については、平成21年 3 月 3 日付関東地方整備局告示第50号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

石岡都市計画道路事業

3・4・6号 若松行里川線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

なし

## 都市計画事業の施行者の名称等

大宮都市計画道路事業については、平成21年 3 月 3 日付関東地方整備局告示第51号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成21年 3 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

大宮都市計画道路事業

3・4・4号 宮中清水線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

なし

## 都市計画事業の施行者の名称等

竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業については、平成21年 3 月 3 日付関東地方整備局告示第52号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業  
3・4・17号 田宮・中柏田線  
3・4・14号 国道六号線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市笠原町978番 6  
茨城県庁
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 3月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下妻市高道祖字桜塚4245番147, 同番148, 同番259, 同番308, 字東原4206番, 4244番 1
- 2 事業主の住所及び氏名  
下妻市本城町 2丁目22番地  
財団法人 下妻市開発公社  
理事長 小 倉 敏 雄

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市杉字稻荷前476番 7, 487番 1, 488番 1, 489番 1
- 2 事業主の住所及び氏名  
那珂市菅谷5439番地 7  
大 森 泰 訓

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡東海村大字石神内宿字町池2357番 2
- 2 事業主の住所及び氏名  
那珂郡東海村東海二丁目19番 2号 (S・プリメーロエスプランサ B棟103号室)  
佐 藤 康 弘



## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市築地字原943番29

## 2 事業主の住所及び氏名

潮来市築地555番地

田 崎 尚 子

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市辻字江寺1540番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

潮来市辻1538番地

前 野 裕 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市上大堤字九ノ区210番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市上大堤210番地の27

社会福祉法人 聖朋会

理事長 坂 本 尚 子

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)